

消防用設備等点検済表示制度関係資料

令和 2 年 10 月

一般社団法人 滋賀県防火保安協会連合会

目 次

| | 頁 |
|---|----|
| ○ 消防用設備等点検済表示制度推進要綱等 | |
| 1 消防用設備等点検済表示制度推進要綱 | 1 |
| 2 消防用設備等点検済表示制度運用規程 | 7 |
| 3 消防用設備等点検済表示制度運用細則 | 14 |
| 4 消防用設備等点検済表示管理委員会設置規程 | 78 |
| 5 消防用設備等点検済表示登録審査会設置規程 | 80 |
| 6 消防用設備等点検従事者之証の発行ならびに管理に関する事務運営要綱 | 82 |
| | |
| ○ 消防庁関係法令等 | |
| 1 消防法（抄） | 89 |
| 2 消防法施行令（抄） | 91 |
| 3 消防法施行規則（抄） | 93 |
| | |
| 4 消防用設備等点検済表示制度について（平成8年消防予第61号） | 94 |
| | |
| 5 消防庁予防課長内かん （平成8年4月12日各都道府県消防設備保守協会理事長（会長）あて） | 95 |
| 6 日本消防設備安全センター内かん （平成8年5月30日各都道府県消防設備保守協会会長あて） | 96 |

○消防用設備等点検済表示制度推進要綱

(平成3年4月1日 消安セ規程第11号)

(最終改正)平成25年4月1日 消安セ規程第1号

平成25年4月1日 消安セ規程第6号

(趣 旨)

第1 この要綱は、適正な点検を通じて消防用設備等（この要綱において、特殊消防用設備等を含む。）の維持管理の徹底を図り、点検実施者の責任の明確化、その資質の向上及び防火対象物の関係者等による点検の確実な履行の促進を目的とする消防用設備等の点検済表示制度（以下「点検済表示制度」という。）を一層円滑に推進するために必要な事項を定める。

(点検済表示制度に係る関係者の協力)

第2 次に掲げる者は、消防用設備等の適切な維持管理に資することを目的として、一致協力して点検済表示制度の推進に努めるとともに、点検済表示制度の円滑な実施を図るため、関係消防機関に対し、指導、協力を要請するものとする。

- (1) 点検済表示制度を利用する防火対象物の関係者
- (2) 消防設備士又は消防設備点検資格者の資格を有し点検を行う者（この要綱において「点検実施者」という。）
- (3) 一般財団法人日本消防設備安全センター（以下「安全センター」という。）
- (4) 消防用設備等の設置及び維持管理の適正化を図ることを主たる目的として都道府県知事の認可を受けて設立された公益法人又はこれに準ずる団体で安全センターが認めた団体（以下「設備協会」という。）

(点検済票)

第3 点検済票とは、消防用設備等の点検が適正に行われた場合に、その証として当該消防用設備等に貼付されるラベルで、設備協会が作成し、交付するものをいう。

- 2 点検済票の種類は、消火器用及び消火器以外の消防用設備等用とし、デザイン、記載事項、形状、寸法、材質等の様式は、別紙1の点検済票による。
- 3 設備協会は、必要に応じて、別紙1に準じた補助ラベルを作成することができる。
- 4 前項の補助ラベルは、第1項の点検済票に併せて表示する場合に限り使用することができるものとする。ただし、改善しなければならないことを示す補助ラベルについては、この限りでない。

(点検済票の貼付対象設備及び表示位置)

第4 点検済票の貼付対象設備及び表示位置は、別紙2のとおりとする。

なお、必要に応じ、補助ラベルを別紙2に掲げる表示位置以外の位置に貼付することができるものとする。

(登録及び点検済票の交付)

第5 設備協会は、次に掲げる者を登録し、第3の点検済票（第3第3項の規定による補助ラベルを含む。以下同じ。）を交付することができる。

(1) 次の要件を満たす消防用設備等の点検を業とするもの（この要綱において「点検事業者」という。）

ア 消防設備士又は消防設備点検資格者を有していること。

イ 適正な点検を行うために必要な機器工具を有していること。

ウ 消防用設備等の点検業務を継続して行うことができる経済的基盤を有していること。

(2) 点検事業者以外の者で、前号ア及びイの要件を満たすもの
(点検済票の貼付)

第6 点検済票は、消防用設備等の点検を適正に終了したときに、その都度点検実施者が各消防用設備等に貼付する。

2 点検の結果、消防用設備等に不良内容があった場合、改善が図られるまでの間は点検済票（第3第4項ただし書の規定により使用される補助ラベルを除く。）を貼付しない。

(点検業務に係る損害賠償責任保険)

第7 点検事業者で第5第1号により点検済票の交付を受けようとするものは、点検業務に起因して発生する事故による法律上の損害を賠償するための保険（以下「損害賠償責任保険」という。）に加入していなければならない。

(点検済票の交付停止及び返還並びに登録の抹消)

第8 設備協会は、第5により点検済票を交付した者（この要綱において「点検事業者等」という。）が、当該点検済票の不正使用若しくは不適切な管理又は点検内容の著しい不備その他の点検済表示制度の信用の失墜を招く行為を行った場合には、点検済票の交付を停止し、登録を抹消するものとする。

2 前項の場合又は点検事業者等が第5第1号又は第2号のいずれか一の要件を満たさなくなった場合は、当該点検事業者等は、既に交付を受けた点検済票を設備協会に返還しなければならない。

3 第1項の処分は、当該設備協会が設置する「消防用設備等点検済表示管理委員会」（以下「管理委員会」という。）の審査を経て行うものとする。

4 管理委員会の組織、運営等の細目については、安全センターの示す（例）を参考に、各設備協会が定める。

(点検済表示制度に係る関係者の役割)

第9 点検済表示制度を利用する防火対象物の関係者、点検実施者並びに安全センター及び設備協会は、相互の協力の下に、それぞれ次に掲げる事項に係る役割を十分認識し、かつ、その責任を果たすよう努めるものとする。

(1) 点検済表示制度を利用する防火対象物の関係者は、次に掲げる事項を遵守すること。

ア 点検を実施した消防用設備等について、点検済票を識別が容易な場所に貼付させることにより、当該防火対象物の利用者等に対し、消防用設備等が適切に維持管理されている旨を明示すること。

イ 点検実施者が点検を実施する際には、原則として立ち会い、点検が適正に実施されていることを確認すること。

- (2) 点検実施者は、点検業務の適正な遂行に努めるとともに、次に掲げる事項を遵守すること。
- ア 防火対象物に設置されている消防用設備等の点検を、点検基準及び点検要領に従い、適切かつ確実にを行うこと。
 - イ 点検を実施した消防用設備等のうち、不良事項のないものには、点検済票を貼付すること。
 - ウ 点検の結果の詳細を防火対象物の関係者に報告するとともに、不良事項があったものについては、その改善方法、措置内容を説明すること。
 - エ 消防用設備等に係る講習、研修等に積極的に参加し、点検に係る知識、技術の習得に努めること。
- (3) 安全センターは、点検済表示制度が全国において統一的に運用されるよう、次に掲げる事務を行うこと。
- ア 設備協会の代表、消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する学識経験者及び専門的知識を有する者等で組織する「消防用設備等点検済表示推進委員会」の設置及び運営に関すること。
 - イ 点検済表示制度の実施に係る各種規程(例)等の策定に関すること。
 - ウ 点検済表示制度の全国的な実施状況の調査に関すること。
 - エ 点検事業者を対象とする損害賠償責任保険制度の企画、指導に関すること。
 - オ 広報、講習及び研修に関すること。
 - カ 優良点検事業者等の表彰に関すること。
 - キ その他点検済表示制度を適正に推進するために必要な事項に関すること。
- (4) 設備協会は、点検済表示制度を公正かつ円滑に実施するため、設備協会が定める規程等に基づき、次に掲げる事務を行うこと。
- ア 防火対象物の関係者、都道府県、消防機関、点検実施者等の代表で組織する管理委員会の設置及び運営に関すること。
 - イ 点検済票の交付及び管理に関すること。
 - ウ 点検事業者を対象とする損害賠償責任保険の加入状況の確認に関すること。
 - エ 点検済票の交付対象となる点検事業者等の要件の確認等に関すること。
 - オ 点検事業者等の点検業務の遂行状況等の確認に関すること。
 - カ 点検事業者等に対する点検済票の交付停止、登録抹消等の必要な措置に関すること。
 - キ 点検実施者に対する講習、研修等の実施及び点検技術と倫理意識の向上普及に関すること。
 - ク 消防用設備等に係る点検制度及び点検済表示制度の目的及び必要性に係る啓発、広報に関すること。
 - ケ 安全センターに対する点検済表示制度の実施状況の報告に関すること。
 - コ 優良点検業者等の表彰に関すること。
 - サ その他点検済表示制度を適正に運用するために必要な事項に関すること。

附 則

- 1 この要綱は、平成3年5月1日から実施する。
- 2 この要綱第6第1項の点検済票の表示に関する規定は、当分の間、点検の一部について適用しないものとして運用することができる。
- 3 この要綱の実施の際、現に消防用設備等点検済表示制度を実施している保守協会については、平成8年3月31日までの間、従前の例により運用することを妨げない。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施の際、現に点検済表示制度を運用している場合にあつては、推進要綱に基づく点検済表示制度との整合を図るよう計画的に整備を進め、平成11年3月31日までに実施するものとする。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年7月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施の際、第5の規定に基づき保守協会から交付を受けている点検済票は、前項の規定にかかわらず平成15年6月30日までの間は、なお従前の例によることができるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

点検済票の種類及び様式



消火器用



消火器以外の消防用設備等用

点検事業者用



消火器用



消火器以外の消防用設備等用

点検事業者以外の者用

- 注 1 材質は、ポリエステルとし、粘着剤はアクリル系再剥離タイプとする。
- 2 色は、次のとおりとする。
- 地色① 点検事業者用：銀色又は白色とし、周囲を緑色とする。
- ② 点検事業者以外の者用：銀色又は白色とし、周囲をオレンジ色とする。
- 文字色：黒色及び白抜き
- 3 点検済票には、必要に応じて、シンボルマーク及び点検済票の種類を明示するための文字を入れることができる。

点検済票の貼付対象となる消防用設備等の種類及び表示位置

| 消防用設備等の種類 | | 表示位置 |
|--|-------------------|---|
| 消 火 設 備 | 消火器 | 本体容器 |
| | 屋内消火栓設備 | 加圧送水装置等の制御盤の前面及び消火栓箱の前面 |
| | スプリンクラー設備 | 加圧送水装置等の制御盤の前面及び制御弁の直近 (補助散水栓を設けるものにあつては補助散水栓箱の前面、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の加圧送水装置を設けるものにあつては制御盤、その他のものにあつては末端試験弁取付け箇所直近) |
| | 共同住宅用スプリンクラー設備※ | |
| | 水噴霧消火設備 | |
| | 泡消火設備 | 加圧送水装置等の制御盤の前面、手動起動装置の操作部及び格納箱の前面 |
| | 不活性ガス消火設備 | 制御盤の前面及び手動起動装置の操作部(移動式の場合は、赤色灯火の直近) |
| | ハロゲン化物消火設備 | |
| | 粉末消火設備 | |
| | 屋外消火栓設備 | 加圧送水装置等の制御盤の前面及び消火栓箱の前面 |
| | 動力消防ポンプ設備 | ポンプ銘板の直近 |
| | パッケージ型消火設備※ | 格納箱の前面 |
| | パッケージ型自動消火設備※ | |
| 警 報 設 備 | 自動火災報知設備 | 受信機の前面(無線式の特定小規模施設用自動火災報知設備にあつては感知器の親機又は直近) |
| | 共同住宅用自動火災報知設備※ | |
| | 特定小規模施設用自動火災報知設備※ | |
| | 複合型居住施設用自動火災報知設備※ | |
| | ガス漏れ火災警報設備 | |
| | 漏電火災警報器 | 受信機の本体又は直近 |
| | 消防機関へ通報する火災報知設備 | 本体又は直近 |
| | 非常警報設備 | 操作部の直近、複合装置の本体又は放送設備のアンプ本体 |
| 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備※ | | |
| 避 難 備 | 避難器具 | 格納箱又は本体 |
| | 誘導灯及び誘導標識 | 開閉器の直近 |
| 消防用水 | | 標識又は採水口の直近 |
| 消 火 活 動 上 必 要 な 施 設 | 排煙設備 | 制御盤の前面 |
| | 連結散水設備 | 送水口本体又は標識の直近 |
| | 連結送水管 | 送水口本体又は標識の直近及び加圧送水装置等の制御盤の前面 |
| | 共同住宅用連結送水管※ | |
| | 非常コンセント設備 | 開閉器の直近 |
| | 共同住宅用非常コンセント設備※ | |
| | 無線通信補助設備 | 保護箱の前面 |
| 加圧防排煙設備※ | 制御盤の前面 | |
| 非 常 電 源 | 非常電源専用受電設備 | 認定証票又は表示板の直近 |
| | 自家発電設備 | |
| | 蓄電池設備 | |
| | 燃料電池設備 | |
| 総合操作盤 | | 操作部の前面 |
| 特殊消防用設備等 | | 相当する消防用設備等の表示位置に準じた位置 |

備考 1 消防法施行令第32条の規定の適用を受けて設置されている設備機器にあつては、相当する消防用設備等の表示位置に準じた位置に点検済票を貼付することができる。

2 同一ボックス等に複数の消防用設備等に係る点検済票が貼付される場合にあつては、代表できる部分に1カ所とすることができる。

3 ※は、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を示す。

○消防用設備等点検済表示制度運用規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、「消防用設備等点検済表示制度推進要綱」(以下「推進要綱」という。)に基づき、一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会(以下「連合会」という。)が実施する消防用設備等点検済表示制度(以下「点検済表示制度」という。)の運用に関し必要な事項を定める。

第2章 消防用設備等点検済表示管理委員会

(管理委員会の設置)

第2条 連合会は、点検済表示制度を公正かつ円滑に推進するため、防火対象物の関係者、滋賀県職員、消防機関職員、点検実施者(推進要綱第2第2号の点検実施者をいう。以下同じ。)、その他の関係者等で構成する「消防用設備等点検済表示管理委員会」(以下「管理委員会」という。)を設置するものとする。

2 管理委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 点検済表示制度の実施に係る規程、細則、基準等の制定及び改正に関すること。
- (2) 推進要綱第3の点検済票(以下「点検済票」という。)の種類及び様式並びに交付手数料に関すること。
- (3) 表示登録会員(推進要綱第5第1号又は第2号に規定する者で、登録を受けている者をいう。以下同じ。)の登録及び登録の更新に係る資格審査に関すること。
- (4) 点検業務に係る損害賠償責任保険に関すること。
- (5) 点検済表示制度に係る相談及び苦情処理に関すること。
- (6) 表示登録会員が行った点検業務の内容、点検済票の貼付状況等の調査に関すること。
- (7) 表示登録会員の登録の抹消並びに点検済票の交付停止及び返還措置に関すること。
- (8) 表示登録会員の点検技術及び倫理意識の向上を図るための講習、研修等の実施計画の策定に関すること。
- (9) 点検済表示制度に係る広報及び啓発に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、点検済表示制度の運用に係る重要な事項に関すること。

3 管理委員会は、16名以内の委員をもって次により構成する。

- (1) 委員は防火対象物の関係者、滋賀県職員、消防機関職員、点検実施者、その他の関係者等で、消防用設備等又は特殊消防用設備等(以下「消防用設備等」という。)に関し学識経験のある者のうちから、連合会会長が委嘱する。
- (2) 委員会の委員長は、委員の互選により選出する。
- (3) 委員長は、必要に応じ委員会を開催し、これを総理する。

- (4) 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が委員長の職務を代行する。
- 4 管理委員会に必要に応じ、次により幹事会を置くことができる。
- (1) 幹事会は、幹事若干名をもって構成し、委員長の指示により必要な調査、研究を行う。
- (2) 幹事会に主査を置き、主査は、幹事会を主宰する。
- (3) 主査及び幹事は委員長が指名する。
- 5 委員及び幹事の任期は、次のとおりとする。
- (1) 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 幹事の任期は、委員長が指定した期間とする。
- (3) 委員及び幹事の再任は妨げないものとする。

第3章 点検済票の種類等

(点検済票の種類及び様式)

第3条 点検済票の種類及び様式は、別紙のとおりとする。

(貼付の範囲)

第4条 点検済票は、滋賀県内の防火対象物に設置されている消防用設備等に関し貼付することができるものとする。

第4章 登 録

(登 録)

第5条 連合会は、点検済票の交付を受けようとする者の申請に基づき、あらかじめこれを登録するものとする。

- 2 前項の申請をできる者は、点検事業者(推進要綱第5第1号の点検事業者をいう。以下同じ。)であって滋賀県内に事業所を置いているもの又は滋賀県内に所在する防火対象物の関係者で自ら点検を行う者とする。
- 3 連合会は、第1項の申請があった場合はこれを審査し、推進要綱第5に定める要件を満たしている者を表示登録会員として登録するものとする。
- 4 連合会は、表示登録会員の名簿を作成し、滋賀県内の消防機関に送付するとともに連合会のホームページに掲載するものとする。
- 5 表示登録会員となる者は、別に定める手数料を連合会に納めなければならない。

(登録の審査の基準等)

第6条 前条第3項の登録に係る審査の基準は、別に定めるところによる。

- 2 連合会は、次の各号の一に該当する者を表示登録会員としてはならない。
- (1) 消防法又は消防法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないもの
- (2) 推進要綱第8第1項の規定により、登録を抹消された日から起算して1年を経過しない者

(表示登録会員の責務)

第7条 表示登録会員は、点検を誠実にやり、消防用設備等の適正な維持管理の向上に努めなければならない。

- 2 表示登録会員は、消防用設備等の点検が適正に終了した場合には、点検済票（推進要綱第3第3項による補助ラベルを含む。以下同じ。）を推進要綱第6に基づき貼付しなければならない。この場合の点検済票は、連合会から当該表示登録会員に対して交付されたものとする。
- 3 表示登録会員は、他の表示登録会員からの委託に係る点検を行う場合には、前項の規定にかかわらず、当該他の表示登録会員に交付された点検済票を用いることができる。
- 4 表示登録会員は、点検済みである旨を表示する目的をもって、第2項及び前項の規定による点検済票以外の表示を消防用設備等に貼付してはならない。
- 5 表示登録会員は、連合会から交付された点検済票を適正に管理しなければならない。
- 6 表示登録会員は、定期的に点検済票の使用状況を連合会に報告しなければならない。

(登録の有効期間等)

第8条 登録の有効期間は、登録した日から2年（当該登録した日が会計年度の初日以外の日である場合には、当該登録した日から2年後のその日の属する会計年度の末日まで）とする。

- 2 表示登録会員は、連合会に申請することにより、登録の更新を受けることができる。この場合の登録の有効期間は、2年とする。その後の更新においても同様とする。
- 3 表示登録会員は、前項の規定による登録の更新の申請をしない場合には、その旨を連合会に届け出るものとする。
- 4 連合会は、表示登録会員で、第1項又は第2項の規定による登録の有効期間内に点検済票の交付を受けなかった者又はこれに準じる者に対しては、その後の登録の更新をしないことができる。
- 5 第5条第5項の規定は、登録の更新について準用する。

(登録後の変更等の届出)

第9条 表示登録会員は、登録の内容に変更が生じた場合又は点検を行わなくなった場合は、速やかに連合会に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第10条 連合会は、表示登録会員が必要な要件を満たさなくなった場合又は次の各号の一に該当することとなったときは、その登録を取り消すものとする。

- (1) 点検を行わなくなった場合
- (2) 推進要綱第8第1項の規定に基づき、点検済票の交付が停止された場合
- (3) 推進要綱第9第2号アの規定に違反し、著しく社会的信用を失墜した場合
- (4) 第7条第2項、第4項又は第12条の規定に違反した場合
- (5) 連合会の名誉を毀損し又は品位を傷つける行為をした場合

- 2 連合会は、前項の規定により登録を取り消す場合は、管理委員会の審査を経なければならない。
- 3 連合会は、第1項の規定により登録を取り消した場合は、その旨を滋賀県内の消防機関に連絡するとともに連合会のホームページに掲載するものとする。

第5章 点検済票の交付等

(点検済票の交付)

第11条 連合会は、表示登録会員から点検済票の交付申請があった場合は、これを交付するものとする。

- 2 他の都道府県消防設備協会の表示登録会員は、連合会の表示登録会員とみなし、別に定めるところにより点検済票を交付することができる。
- 3 点検済票の交付を受けようとする場合は、別に定める手数料を連合会に納めなければならない。
- 4 連合会は、表示登録会員又は第2項に規定する者に点検済票を交付した場合は、その交付状況を的確に把握するために必要な台帳を整備しなければならない。

(譲渡又は貸与の禁止)

第12条 連合会から点検済票を交付された者は、その点検済票を譲渡又は貸与してはならない。

(点検済票の貼付)

第13条 点検済票は、「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」(平成16年消防庁告示第9号)第3の規定に基づく点検の期間ごと(機器点検6月ごと及び総合点検1年ごと)に行われる消防用設備等の点検が適正に終了した都度、貼付しなければならない。

第6章 信頼性の確保

(点検業務に係る損害賠償責任保険)

第14条 表示登録会員になる点検事業者は、点検業務に起因する事故が発生した場合に被る法律上の損害を賠償するための保険(以下「損害賠償責任保険」という。)に加入しなければならない。

- 2 連合会は、前項の損害賠償責任保険に加入する場合の補償の基準を定め、一括して、その加入手続き事務を行うものとする。この場合において、当該点検事業者は、連合会から必要な資料の提出を求められたときは、当該資料を協会に提出しなければならない。
- 3 連合会は、表示登録会員が第1項に規定する損害賠償責任保険の加入の有無を、毎年、当該保険の更新時期に確認しなければならない。

(相談窓口の設置)

第15条 連合会は、消防用設備等の点検制度、点検済表示制度その他消防用設備等の設置及び維持管理等に係る相談、苦情等(以下「相談等」という。)を処理するための相談窓口を設置するものとする。

2 前項の規定による相談等の事務を処理するため、連合会は、消防法令、消防用設備等に関して学識経験のある者を、相談員として置くものとする。

(点検実施状況等の確認)

第16条 連合会は、点検済表示制度を円滑に運用するため、必要と認める場合は、表示登録会員に対しその業務を報告させ、又は点検の実施状況等を確認するものとする。

2 連合会は、前項の規定により消防用設備等の点検の実施状況等を確認するため、消防の予防事務の経験者等を消防用設備等点検推進指導員(以下「点検推進指導員」という。)として雇用又は委嘱するものとする。

3 第1項の規定により、点検の実施状況を確認するため防火対象物に立ち入る場合には、当該防火対象物の関係者の承諾を得なければならない。

4 点検推進指導員は、点検の実施状況等を確認するために防火対象物に立ち入る場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(講習、研修等の実施)

第17条 連合会は、点検実施者の点検技術と倫理意識の向上を図るための講習、研修等を定期的実施するものとする。

2 点検実施者は、前項の講習、研修等に積極的に参加し、点検技術等の研鑽に努めなければならない。

(表彰)

第18条 連合会は、点検済表示制度の普及に関し、特に優れた業績を有する表示登録会員を定期的に表彰するものとする。

2 連合会は、前項の規定により表彰した者のうちから、一般財団法人日本消防設備安全センター(以下「安全センター」という。)が行う「消防用設備等点検済表示制度推進優良事業所表彰」の候補事業所として上申するものとする。

第7章 雑 則

(関係者との連携)

第19条 連合会は、点検済表示制度の円滑な運用を図るため、防火対象物の関係者、表示登録会員及び消防機関と緊密に連携し、相互に協力するよう努めるものとする。

(広報の実施)

第20条 連合会は、防火対象物の関係者及び利用者、表示登録会員等に、消防用設備等の点検制度、点検済表示制度等の目的、意義、その重要性等を周知するために必要な広報、啓発を行うものとする。

(実施状況の報告)

第21条 連合会は、点検済表示制度の実施状況等を、毎年度、安全センターに報告しなければならない。

(秘密保持義務)

第22条 連合会の役職員及びこれらのものであった者は、職務上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は盗用してはならない。

2 第2条に規定する管理委員会の委員、第16条第2項に規定する点検推進指導員に

についても、前項の規定を適用する。

(補 則)

第23条 その他、この規程の実施に関し必要な事項は、連合会会長が別に定めることができるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成9年2月24日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成14年7月1日から施行する。
ただし、従前の「点検業者以外の者用」の点検済票については、平成15年7月1日まで使用できるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第14条第2項の規定にかかわらず、連合会が一括して、損害賠償責任保険の加入手続事務を行えない事情がある場合は、当分の間、賠償責任保険の補償の基準を定め、当該基準を充足する損害賠償責任保険に加入している点検業者を表示登録会員とすることができる。
- 3 第16条第3項の規定は、当分の間適用しないことが出来るものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第16条第2項の規定は、当分の間適用しないことが出来るものとする。

別紙

点検済票の種類及び様式

| 種 類 | 様 式 |
|--------------------|--|
| <p>点 検 事 業 者 用</p> | <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <p>消 火 器 用</p> <p>消火器以外の 消防用設備等用</p> </div> |
| <p>点検事業者以外の者用</p> | <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <p>消 火 器 用</p> <p>消火器以外の 消防用設備等用</p> </div> |

○消防用設備等点検済表示制度運用細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、「消防用設備等点検済表示制度運用規程」(以下「運用規程」という。)の実施に関し必要な事項を定める。

(登録の申請)

第2条 運用規程第5条第1項の規定に基づく登録の申請は、登録申請書(別記様式第1号)に、次の各号の区分に従い当該各号に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 消防用設備等及び特殊消防用設備等(以下「消防用設備等」という。)の点検を業とする者(以下「点検事業者」という。)
 - ア 点検を実施する消防用設備等の種類(別記様式第2号)
 - イ 消防設備士・消防設備点検資格者名簿(別記様式第3号)
 - ウ 消防用設備等点検機器・工具保有一覧表(別記様式第4号)
 - エ 消防用設備等点検業務提携先一覧表(別記様式第5号)
- (2) 自ら点検を行う防火対象物の関係者(以下「点検事業者以外の者」という。)前号アからウに掲げる書類

(登録の審査)

第3条 一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会(以下「連合会」という。)は、前条の規定により登録の申請を受理した場合は、これを「消防用設備等点検済表示管理委員会」(以下「管理委員会」という。)の委員若干名で組織する「消防用設備等点検済表示登録審査会」に諮り、審査するものとする。

2 運用規程第6条第1項の登録に係る審査の基準は、次による。

- (1) 消防用設備等点検済表示制度推進要綱(平成3年消安セ規程第11号。以下「推進要綱」という。)第5第1号に規定する点検事業者の要件は、次による。
 - ア 「消防設備士又は消防設備点検資格者を有していること。」とは、次によるものであること。
 - (ア) 消防設備士又は消防設備点検資格者(以下「有資格者」という。)は、申請者である法人等に所属するもの(事業主を含む。)とし、点検の業務の全部又は一部を委託する事業所に所属するものを除くものとする。
 - (イ) 法人等に所属していることを証明できる社会保険被保険者証等の写し等の書類(第三者証明)が添付されていること。
 - (ウ) 有資格者が保有する資格を証明する免状等(法律で義務づけられている資格取得後の講習を受講していることを確認できる部分を含む。)の写しが添付されていること。
 - イ 「適正な点検を行うために必要な機器工具を有していること。」とは、次によるもの。
 - (ア) 点検を行う消防用設備等ごとに、点検に必要な機器工具を保有していること。

なお、連合会又はその他の法人が備えている機器工具を借り受けることができる場合は、当該機器工具を保有しているものとみなすことができる。この場合は、機器工具の賃貸借契約を証明できる書類が添付されていること。

(イ) 保有している機器工具の製造者名、型式等（校正が義務づけられている機器工具にあっては、校正年月日を含む。）を確認できる書類が添付されていること。

ウ 「消防用設備等の点検業務を継続して行うことができる経済的基盤を有していること。」とは、次によるものであること。

(ア) 点検業務を円滑に実施することができる人員を保有していること。この場合の点検業務を円滑に実施できる人員とは、概ね次によるものであること。

① 1人でも点検が可能な消防用設備等——消火器、漏電火災警報器、誘導灯・誘導標識、消防用水

② 2人以上の人員が必要な消防用設備等 —— ①以外の消防用設備等

(イ) 前(ア)の人員に点検の業務の全部又は一部を委託する事業所に所属する者が含まれている場合には、その者の所属する事業所の名称、代表者名等を確認できる書類が添付されていること。

(ウ) 市町の火災予防条例等により、消防用設備等の業を行う事業所としての届出が義務づけられている場合には、その届出がなされており、それを証明できる書類が添付されていること。

(エ) 点検を行うために必要な機器工具及び資機材を搬送するために必要な運搬手段を保有し、それを証明できる書類が添付されていること。

(オ) 社会保険（健康保険又は厚生年金保険）又は労働保険（雇用保険又は労災保険）に加入し、それを証明できる書類が添付されていること。

なお、上記の義務がない事業所については、この項目を審査の対象から除くことができるものとする。

(カ) 必要に応じて連絡がとれる事務所等を有しており、それを証明できる書類（納税証明書等）が添付されていること。

(2) 推進要綱第5第2号に規定する点検事業者以外の者の登録の要件は、前号ア及びイによる。

(3) 運用規程第6条第2項の規定の適用に当たっては、次によるものとする。

ア 運用規程第6条第2項第1号に規定する項目については、必要に応じ、申請者、関係行政機関等に照会し、その事実の有無を確認すること。

イ 運用規程第6条第2項第2号に規定する項目については、必要に応じ、過去の記録及び関係する都道府県消防設備協会に照会し、その事実の有無を確認すること。

（会員名簿への登載）

第4条 前条の審査の結果、申請の内容が同条に規定する基準に適合している場合には、表示登録会員名簿（別記様式第6号。以下「会員名簿」という。）に登録番号を付し登載するとともに、連合会のホームページに掲載するものとする。

2 前項の登録番号は、次の例によるものとする。

(1) 点検事業者（以下「1号表示登録会員」という。）

25-1-000（一連番号）

(2) 点検事業者以外の者（以下「2号表示登録会員」という。）

25-2-000（一連番号）

（表示登録会員証の交付等）

第5条 連合会は、会員名簿に登載した表示登録会員に対し、表示登録会員証（別記様式第7号。以下「登録会員証」という。）を交付するものとする。

2 第3条の審査の結果、登録に必要な要件を満たしていなかった場合は、登録不適合通知書（別記様式第8号）により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

3 登録会員証を亡失し、滅失し、汚損し若しくは破損した場合又は登録の変更を行った場合において、その再交付を受けようとする場合は、表示登録会員証再交付申請書（別記様式第9号）によるものとする。

（登録の更新手続き等）

第6条 運用規程第8条第2項の規定に基づく登録の更新は、登録更新申請書（別記様式第10号）によるものとする。

2 前項の登録の更新の申請は、登録の有効期間が満了する日の3カ月前までに行わなければならない。運用規程第8条第3項の規定に基づき、登録の更新をしない場合の通知についても同様とする。

3 第3条、第4条第1項、前条第1項及び第2項の規定は、更新の申請の処理について準用する。

（登録後の変更等の手続き）

第7条 運用規程第9条の規定に基づく登録事項の変更等の届出は、登録変更等届出書（別記様式第11号）によるものとする。

（登録の抹消の手続き）

第8条 連合会は、運用規程第10条第1項の規定に基づき、表示登録会員の登録を取り消した場合は、登録抹消通知書（別記様式第12号）により、その旨を当該表示登録会員に通知するものとする。

2 前項の登録の取消しの通知を受けた表示登録会員は、速やかに登録会員証を連合会に返還しなければならない。

（点検済票の交付申請）

第9条 運用規程第11条第1項の規定に基づく点検済票の交付申請は、次によるものとする。

(1) 交付申請は、点検済票交付申請書（別記様式第13号）によるものとする。

(2) 前号の申請があった場合に連合会は、その申請の内容を確認し、登録番号、点検事業者名又は点検者名及び発行番号を印字した点検済票を交付するものとする。

2 運用規程第11条第2項の規定に基づく点検済票の交付申請は、次によるものとする。

(1) 交付申請は、点検済票交付申請書（別記様式第13号）により、所属する都道府県消防設備協会に提出するものとする。

なお、この場合、経過欄の備考に点検済票の交付を受けたい他の都道府県消防設備協会名を記入するものとする。

(2) 前号の申請があった場合に連合会は、申請のあった表示登録会員の会員資格、損害賠償責任保険加入状況等を確認したうえ、当該申請書の経過欄に記入されている他の都道府県消防設備協会に点検済票の交付を依頼し、原本は保存するものとする。

3 運用規程第11条第2項の規定に基づく点検済票の交付は、次によるものとする。

(1) 他の都道府県消防設備協会から点検済票の交付の依頼があった場合は、その申請の内容を確認し、所属している協会の登録番号、点検事業者名又は点検者名及び発行番号を印字した点検済票を交付するものとする。

(2) 前号により、点検済票を交付した場合は、点検済票交付申請書（別記様式第13号）の経過欄に必要事項を記載のうえ、必要に応じて交付の依頼があった他の都道府県消防設備協会に報告するものとする。

（点検済票の管理）

第10条 連合会は、運用規程第11条第1項又は第2項の規定に基づき点検済票を交付した場合には、点検済票交付台帳（別記様式第14号）にその内訳を記録し、保管するものとする。

2 点検済票の交付を受けた表示登録会員は、点検済票管理責任者を定め、点検済票受払記録台帳（別記様式第15号）により、点検済票の受払い及び管理を適切に行わなければならない。

3 表示登録会員は、年度ごとに点検済票の使用状況（受払いのない場合も含む。）を点検済票使用報告書（別記様式第16号）に記載し、毎年4月末日までに連合会に報告しなければならない。

（手数料等）

第11条 運用規程第5条第5項（運用規程第8条第5項において準用する場合を含む。）及び第11条第3項に規定する手数料の額は、別表1のとおりとする。

2 運用規程第11条第3項に規定する手数料の額を算定するための積算に算入する経費を構成する費目は、次の直接経費及び間接経費とする。

(1) 直接経費

点検済票の作成に要する経費、表示登録会員の資質の向上を図るための講習、研修等に要する経費、点検済票貼付の状況の把握等に要する経費（委員会運営費、調査費等）、普及広報費、損害賠償保険料等とする。

(2) 間接経費

連合会全体の一般管理費に、当該連合会全体の事務量に占める推進要綱に基づき連合会が実施する消防用設備等点検済表示制度（以下「点検済表示制度」という。）の実施に係る事務量の割合を乗じて得た額とする。

3 直接経費及び間接経費の積算科目は、別表2の例による。

4 点検済票の交付手数料の額は、第1号に掲げる経費総額を第2号に掲げる点検済票の年間交付予定枚数で除して得た額に消費税相当額を加算して算定する。

(1) 経費総額

直接経費及び間接経費を合算した額とする。

(2) 点検済票の年間交付予定枚数

防火対象物数等を勘案して、点検済票の種類ごとに設定する。

(損害賠償責任保険事務の取扱い)

第12条 運用規程第14条に規定する損害賠償責任保険に係る事務の取扱いは、次によるものとする。

(1) 連合会が定める損害賠償責任保険の補償の基準は、次に掲げる条件を満たしていなければならない。

ア 一事故及び年間総支払限度額（身体、財物の共通限度額）が、1億5千万円以上（イ(エ)の場合にあっては、5百万円以上）であること。

イ 前アの一事故及び年間総支払限度額には、次に掲げる保険等が組み合わされていること。

(ア) 請負業者賠償責任保険

点検中に発生した事故で、第三者に損害を与えた場合に、その損害を補償するためのもの

(イ) 生産物賠償責任保険

点検終了後に、当該点検業務に起因して発生した事故で、第三者に損害を与えた場合に、その損害を補償するためのもの

(ウ) 受託者賠償責任保険（又は請負業者賠償責任保険の管理財物補償特約付き）

点検中に使用又は管理する点検業務請負先の財物（管理財物）に損害を与えた場合に、その損害を補償するためのもの

(エ) 事業活動包括担保特約

次のいずれにも該当する損害を補償するためのもの

① 点検終了後の点検対象物自体の損害（損害が他に拡大した場合に限る。）

② 人格権侵害による損害

③ 対物損壊を伴わない他人の財物の使用不能による損害

ウ 一事故の免責金額（自己負担額）が5万円以下であること。

エ 保険期間が1年以上であること。ただし、保険期間が1年以上の団体保険に中途加入する場合は、この限りではない。

(2) 損害賠償責任保険の加入事務は、次により処理するものとする。

ア 連合会は、1号表示登録会員の点検業務に係る年間の売上高を毎年把握し、一括して損害賠償責任保険加入手続きを行うものとする。

イ 連合会は、前号の損害賠償責任保険の補償の範囲等を表示登録会員、その他の関係者に周知するものとする。

ウ 運用規程附則第2項の規定により1号表示登録会員となろうとする者は、前号に定める補償の基準を充足する損害賠償責任保険に加入していることを証明する書類を連合会に提出しなければならない。運用規程第8条第2項による登録の更新に際しても、同様とする。

(3) 表示登録会員は、前号により連合会から点検業務に係る年間売上高の照会があった場合には、必要な書類を添えて当該売上高を連合会に申告するものとする。

(4) 事故の処理等は、次によるものとする。

ア 表示登録会員は、点検業務に起因する事故が発生した場合、その事故の概要を速やかに連合会に連絡するものとする。

イ 連合会は、表示登録会員から前アの連絡を受けた場合は、その内容を損害保険会社に通報し、必要な事務手続きを行うものとする。

ウ 連合会は、前アの事故の概要及び経過等の記録を別記様式第 17 号により作成し、一般財団法人日本消防設備安全センター（以下「安全センター」という。）に報告するとともに、一定期間保存のうえ、事故の再発防止を図るための資料として活用するものとする。

(5) 1 号表示登録会員は、第 1 号で定める補償の基準を超える補償を希望する場合には、当該基準を超える部分を補償する損害賠償責任保険に自ら任意に加入することができるものとする。

（相談窓口の事務等）

第 13 条 運用規程第 15 条の規定に基づき、設置されている相談窓口は、次に掲げる事項を処理する。

(1) 消防法に基づく消防用設備等点検報告制度（以下「点検報告制度」という。）及び点検済表示制度に関すること。

(2) 消防用設備等の設置、工事及び維持管理に関すること。

(3) その他連合会の事業等に関すること。

2 相談等の受け付けの範囲は、原則として住所、氏名及び連絡先が明らかであるものに限るものとする。

3 運用規程第 15 条第 2 項に規定する相談員は、会長が委嘱する。

(1) 相談員は、常勤又は非常勤として連合会に登録し、その委嘱の期間は 2 年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

(2) 連合会の役員、職員及び運用規程第 16 条第 2 項に規定する消防用設備等点検推進指導員（以下「点検推進指導員」という。）は、相談員を兼ねることができる。

4 相談員の責務等は、次のとおりとする。

(1) 第 1 項に掲げる事務を円滑、かつ迅速に処理するものとする。

(2) 相談等の事務は、誠実かつ公正中立的な立場で処理するものとする。

(3) 正当な理由なく、職務上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は盗用してはならない。

（相談等の受付等）

第 14 条 連合会は、相談窓口寄せられた相談等を受け付けた場合において、特に重要と認められるものについては、相談・苦情等受付カード（別記様式第 18 号）にその内容を記載し、次により処理するものとする。

(1) 相談等の内容が即答できるものであれば、その場で回答する。

(2) 相談等の内容について、客観的事実や資料等の確認並びに正当性等の判断に時間を要する場合には、後刻回答する旨を伝える。

(3) 相談窓口寄せられた相談等で、特に重要と認められるものにあつては、会長又は管理委員会に報告し、協議のうえ回答するものとする。

- 2 連合会は、相談窓口事務の円滑化に資するため、相談等の処理概要、経過等を記載した相談・苦情等受付カード（別記様式第18号）を編綴し、一定期間保存するものとする。
- 3 連合会は、相談窓口で受け付けた相談等のうち特に重要と認められるものの処理結果を定期的に管理委員会に報告しなければならない。
- 4 連合会は、相談等の処理結果の内容を分析、検討して点検報告制度及び点検済表示制度の適正化に資するものとする。

（点検推進指導員）

第15条 運用規程第16条第2項の規定に基づく点検推進指導員は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 表示登録会員が連合会に報告した業務内容の確認に関すること。
 - (2) 表示登録会員の点検の実施状況等（点検済票の貼付状況を含む。）の確認に関すること。
 - (3) 表示登録会員の資質の向上を図るための指導等に関すること。
 - (4) 点検報告制度及び点検済表示制度の普及広報に関すること。
 - (5) その他、点検報告制度及び点検済表示制度の適正化を図るために必要と認められる事項に関すること。
- 2 点検推進指導員は、常勤又は非常勤とし、次のいずれかの一に該当する者の中から会長が任命又は委嘱する。
 - (1) 第1類から第5類までの甲種又は乙種の消防設備士免状及び第6類並びに第7類の乙種消防設備士免状の交付を受けている者
 - (2) 第1種及び第2種の消防設備点検資格者免状の交付を受けている者
 - (3) 消防行政に係る事務のうち消防用設備等に係る事務に関し、3年以上の実務経験を有している者
 - (4) その他、前各号に掲げる者と同等以上の知識、技術及び経験を有すると会長が認めた者
 - 3 点検推進指導員の任期は、次のとおりとする。
 - (1) 常勤として任命した者にあつては、連合会の定める任用規則等によるものとする。
 - (2) 非常勤として委嘱した者にあつては、会長が委嘱した期間とする。ただし、委嘱した点検推進指導員の再任は妨げないものとする。
 - 4 連合会の役員、職員又は相談員は、点検推進指導員を兼ねることができる。
 - 5 点検推進指導員は、次に掲げる責務を負うものとする。
 - (1) 点検推進指導員は、第1項に掲げる事務（以下「確認事務等」という。）を誠実かつ公正中立的な立場で遂行しなければならない。
 - (2) 点検推進指導員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は盗用してはならない。
 - 6 連合会は、点検推進指導員に身分証明書（別記様式第19号）を交付するものとする。

（確認事務等の遂行）

第16条 運用規程第16条第1項の規定に基づく点検の実施状況等の確認等に係る事務等は、次により行うものとする。

(1) 点検推進指導員は、確認事務等を円滑に遂行するため、あらかじめ実施計画を作成し、会長の承認を得るものとする。

(2) 点検推進指導員が確認事務等を遂行するにあたって、表示登録会員の事業所又は防火対象物に立ち入る必要がある場合は、当該表示登録会員又は防火対象物関係者の承諾を得るとともに関係者の立会いを求め、事故防止に努めなければならない。

(3) 点検推進指導員が確認事務等を遂行する場合は、前条第6項に規定する身分証明書を携帯し、関係のある者に提示しなければならない。

(4) 前条第1項第1号に係る事務は、次により行うものとする。

ア 表示登録会員の所在地の確認は、書面等により行う。

イ 点検業務提携先事業所の確認は、業務契約書等により行う。

ウ 消防設備士又は消防設備点検資格者の有無の確認は、賃金台帳及び免状の写し等により行う。

エ 消防用設備等点検機器工具の保有状況の確認は、書面又は写真若しくは表示登録会員の事業所に立ち入って行う。

オ 点検済票の管理状況の確認は、表示登録会員が具備している点検済票受払記録台帳（別記様式第15号）により行う。

カ その他表示登録会員が連合会に報告した業務内容の確認は、必要に応じて書面又は表示登録会員の事業所に立ち入って行う。

(5) 前条第1項第2号に係る事務は、次により行うものとする。

ア 表示登録会員が消防用設備等の点検を実施した防火対象物の中から適宜、抽出して行う。

イ あらかじめ維持台帳に編綴されている点検票等により、点検実施状況等を把握し効率的な確認を行う。

ウ 点検の実施状況等（点検済票の貼付状況を含む。）は、原則として推進要綱別紙2を参考にして、消防用設備等の主要な性能、機能等に係る部分を外観から確認することとし、消防用設備等の作動確認等は行わない。

(6) 前条第1項第3号から第5号に係る事務は、会長の指示を受けて適宜行うものとする。

2 確認事務等を行う場合は、できうる限り当該防火対象物を管轄する消防機関との連携を密にし、その理解と協力を得るよう努めるものとする。

3 第1項に基づく確認結果の報告は、次によるものとする。

(1) 点検推進指導員は、確認事務等を行った結果を消防用設備等点検実施状況等確認事務等の結果記録表（別記様式第20号）に記録し、会長に報告しなければならない。

(2) 点検推進指導員は、前号の報告に関連して、点検報告制度又は点検済表示制度の適正な運用を図るための措置を講ずる必要があると認めた場合には、その旨の意見を会長に述べることができる。

(3) 会長は、点検推進指導員が行った確認事務等の結果を、その都度別記様式第21号及び第22号により、関係する表示登録会員及び防火対象物関係者に通知するとともに管理委員会に報告するものとする。

4 前項第1号による報告のうち、不適正又は重要と思われる事項があった場合、報告を受けた会長は、該当する表示登録会員からその事情を聴取し、事実確認を行う等必要な措置を講ずるものとする。この場合において、会長は、その内容が特に重要なものと認められる場合は、当該事項を管理委員会に附議するものとする。

5 会長及び管理委員会は、第3項の確認結果の報告等を受けた内容を分析、検討して点検報告制度及び点検済表示制度の適正化に資するものとする。

6 表示登録会員は、会長又は管理委員会から確認事務等の遂行上必要な資料の提出若しくは提示を求められた場合は、これに応じなければならない。

(実施状況の報告)

第17条 運用規程第21条の規定に基づく報告は、消防用設備等点検済表示制度実施届出書（別記様式第23号）及び消防用設備等点検済表示制度実施状況等報告書（別記様式第24号）によるものとする。

(雑 則)

第18条 その他この細則の実施に関し必要な事項は、連合会会長が別に定めることができる。

附 則

この細則は、平成9年2月24日から実施する。

附 則

この細則は、平成10年12月10日から実施する。

附 則

この細則は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成14年7月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から実施する。

(様式第1号 登録申請書の改正)

附 則

この細則は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、令和元年10月1日から実施する。

附 則

この細則は、令和2年8月25日から実施する。

(様式第4号 消防用設備等点検機器・工具保有一覧表の改正)

別表 1 表示登録会員に係る手数料等の額

| 区 分 | | 手 数 料 の 額 | | | |
|-------------------------|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | | 1号表示登録会員 | | 2号表示登録会員 | |
| | | 会 員 ※ | 会 員 以 外 | 会 員 ※ | 会 員 以 外 |
| 登 録 手 数 料 | | 20,000円 | 30,000円 | 20,000円 | 30,000円 |
| 登 録 更 新 手 数 料 | | 10,000円 | 20,000円 | 10,000円 | 30,000円 |
| 点 検 済 票 交 付 手 数 料 | 消 火 器 用 | 1 枚 21円 | 1 枚 31円 | 1 枚 21円 | 1 枚 31円 |
| | 消 火 器 以 外 用 | 1 枚 63円 | 1 枚 84円 | 1 枚 63円 | 1 枚 84円 |

※ 会員とは、各地区防火保安協会及び当連合会会員である消防用設備等の団体の会員並びに当連合会の個人会員を言う。

※ 会員には、運用規程第11条第2項により当該都道府県消防設備協会の表示登録会員とみなした「他の都道府県消防設備協会の表示登録会員」を含む。

別表2 点検済票交付手数料積算科目(例)

1 直接経費

(1) 点検済票作成費

印刷製本費 ————— 点検済票の印刷に要する費用

(2) 講習、研修費

ア 賃借料 ————— 講習、研修等の会場、会議室、視聴覚機材等の借上げに要する費用

イ 謝 金 ————— 原稿料、講師謝礼等に要する費用

ウ 旅費交通費 ————— 講師等の旅費交通に要する費用

エ 印刷製本費 ————— 案内書、教材等の印刷に要する費用

オ 人件費 ————— 会場管理等の業務を行うための臨時職員の雇用に要する費用

カ 通信運搬費 ————— 案内書等の送料、電話、郵便等の通信に要する費用

キ 保険料 ————— 講師等の保険料

ク 会議費 ————— 講習、研修等の打合せ会議等に要する費用

ケ 雑費 ————— 上記のいずれにも属さない費用

(3) 委員会運営費

ア 賃借料 ————— 会議室等の借上げに要する費用

イ 謝 金 ————— 委員等の謝礼に要する費用

ウ 旅費交通費 ————— 委員等の旅費交通に要する費用

エ 印刷製本費 ————— 会議資料等の印刷に要する費用

オ 通信運搬費 ————— 会議等の開催に伴う電話、郵便等の通信費用

カ 会議費 ————— 委員会等の開催に要する費用

キ 雑 費 ————— 上記のいずれにも属さない費用

(4) 調査費

ア 人件費 ————— 消防用設備等にかかる点検機器工具、点検済貼付状況、点検実施状況等の調査・点検制度等の普及啓発等の業務に従事する技術者（以下「点検推進指導員」という。）の雇用等に要する費用

イ 福利厚生費 ————— 点検推進指導員に対する貸与被服、医療等の福利厚生に要する費用

ウ 旅費交通費 ————— 点検推進指導員の通勤、調査等の旅費交通に要する費用

エ 通信運搬費 ————— 調査資料等の送料、電話、郵便等の通信に要する費用

オ 印刷製本費 ————— 調査資料等の印刷に要する費用

カ 雑 費 ————— 上記のいずれにも属さない費用

(5) 普及広報費

- ア 印刷製本費 ————— ポスター、パンフレット等の印刷に要する費用
- イ 通信運搬費 ————— ポスター、パンフレット等の送料、電話、郵便等の通信に要する費用
- ウ 会議費 ————— 普及広報に係る打合せ会議に要する費用
- エ 雑費 ————— 上記のいずれにも属さない費用

(6) 損害賠償責任保険料

- 保険料 ————— 消防用設備等の保守業務に係る損害賠償責任保険加入に伴う保険料

(注) この保険料は、自ら点検を行う防火対象物関係者に交付する点検済票交付手数料の積算には、算入しないものとする。

2 間接経費

- ア 役員報酬 ————— 役員（監事を含む。）に対する報酬
- イ 職員給与 ————— 点検推進指導員を除く職員に対する給料、諸手当、賞与（賞与引当金繰入額を含む。）等に要する費用
- ウ 退職金 ————— 職員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）
- エ 法定福利費 ————— 役員及び職員に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の保険料の事業主負担額及び児童手当拠出金
- オ 福利厚生費 ————— 役員及び職員に対する貸与被服、医療、慶弔見舞金等の福利厚生に要する費用
- カ 会議費 ————— 理事会、評議員会等の会議に要する費用
- キ 旅費交通費 ————— 役員、職員等の通勤、出張旅費交通に要する費用
- ク 通信運搬費 ————— 送料、電話、郵便等の通信に要する費用
- ケ 什器備品費 ————— 固定資産に計上しない事務用什器備品の購入に要する費用
- コ 消耗品費 ————— 事務用消耗品費、新聞、参考図書等の購入に要する費用
- サ 修繕費 ————— 建物、事務機器等の修繕維持等に要する費用
- シ 印刷製本費 ————— 各種資料の印刷に要する費用
- ス 水道光熱費 ————— 電気、水道、ガス等の使用料
- セ 広報宣伝費 ————— 広告、公告又は宣伝に要する費用
- ソ 諸謝金 ————— 原稿料、謝礼、報酬等に要する費用
- タ 負担金 ————— 会費等の負担金
- チ 寄附金 ————— 社会福祉団体等に対する寄附金
- ツ 賃借料 ————— 事務所、職員宿舍等の借地借家料
- テ 減価償却費 ————— 減価償却資産に対する償却費
- ト 租税公課 ————— 各種公租公課

ナ 保険料 ————— 火災保険その他の損害保険料
ニ 雑 費 ————— 上記のいずれにも属さない費用

別記様式第1号

| 登 録 申 請 書 | | | | |
|--|--------------------------------------|---------------------------|-------|-------|
| | | | 年 | 月 |
| | | | 日 | |
| 一般社団法人 滋賀県防火保安協会連合会会長 殿 | | | | |
| 申請者名 | | | 印 | |
| <p>消防用設備等点検済表示制度運用規程第5条第1項の規定に基づき、消防用設備等点検済表示登録を申請します。</p> <p>なお、表示登録会員となった場合には、消防用設備等点検済表示制度推進要綱及びこれに基づく関係規程等を遵守し、当該規程等に違反した場合には登録抹消等の処分を受けても何ら異議を申し立てないことを誓約いたします。</p> | | | | |
| 事業所名 | | | | |
| 代表者職氏名 | | | | |
| 事業所所在地 | 〒 | | | |
| | TEL | () | FAX | () |
| 点検する防火対象物の種類 | 1 第三者が所有する防火対象物 | | | |
| | 2 自己所有の防火対象物 | | | |
| 点検実施設備等の種類 | 別添1「点検を実施する消防用設備等の種類」のとおり | | | |
| 消防設備士・消防設備点検資格者 | 別添2「消防設備士・消防設備点検資格者名簿」のとおり | | | |
| 点検機器・工具保有状況 | 別添3「消防用設備等点検機器・工具保有一覧表」のとおり | | | |
| ISO9001及びISO14001の取得状況 | ISO9001 ・ ISO14001 | | | |
| ※1 経営規模等 | 営業年数 | 年 月 から 年 月 (年 カ月) | | |
| | 資本金 | | | |
| | 従業員数(代表者を含む。) | | | |
| | 業務提携先 | 別添4「消防用設備等点検業務提携先一覧表」のとおり | | |
| | 市町村条例等に基づく届出 | 届出年月日 | 年 月 日 | 届出番号 |
| 届出消防(本部)署 | | | | |
| ※2 点検業務に係る年間売上高 | 過去1年間総売上高実績 | 万円 | | |
| | 今後1年間予想総売上高 | 万円 | | |
| 経 過 欄 | 受付年月日 | 年 月 日 | 受付番号 | |
| | 審査年月日 | 年 月 日 | 審査結果 | 適 ・ 否 |
| | 登録年月日 | 年 月 日 | 登録番号 | |
| 備考 | | | | |

- 注1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。
- 2 点検する防火対象物の種類の欄は、該当する番号に○印を付してください。
- 3 ISO9001及びISO14001の取得状況の欄は、取得している規格に○印を付すとともに、登録証を添付してください。
- 4 ※1及び2は、自ら点検をする防火対象物の関係者は、記入する必要はありません。
- 5 申請者は、太枠内に必要事項を記入してください。

別記様式第2号

| 点検を実施する消防用設備等の種類 | | | |
|------------------|------------------|------------|---------------------|
| 消防用設備等の区分 | | 点検を実施する設備等 | 点検を実施している 防火対象物数 |
| 消火設備 | 消火器 | | |
| | 屋内消火栓設備 | | |
| | スプリンクラー設備 | | |
| | 共同住宅用スプリンクラー設備 | | |
| | 水噴霧消火設備 | | |
| | 泡消火設備 | | |
| | 不活性ガス消火設備 | | |
| | ハロゲン化物消火設備 | | |
| | 粉末消火設備 | | |
| | 屋外消火栓設備 | | |
| | 動力消防ポンプ設備 | | |
| | パッケージ型消火設備 | | |
| | パッケージ型自動消火設備 | | |
| 警報設備 | 自動火災報知設備 | | |
| | 共同住宅用自動火災報知設備 | | |
| | 特定小規模施設用自動火災報知設備 | | |
| | 複合型居住施設用自動火災報知設備 | | |
| | ガス漏れ火災警報設備 | | |
| | 漏電火災警報器 | | |
| | 消防機関へ通報する火災報知設備 | | |
| | 非常警報設備 | | |
| 避難設備 | 避難器具 | | |
| | 誘導灯及び誘導標識 | | |
| 消防用水 | 消防用水 | | |
| 消火活動上 必要な施設 | 排煙設備 | | |
| | 連結散水設備 | | |
| | 連結送水管 | | |
| | 共同住宅用連結送水管 | | |
| | 非常コンセント設備 | | |
| | 共同住宅用非常コンセント設備 | | |
| | 無線通信補助設備 | | |
| 非常電源 | 加圧防排煙設備 | | |
| | 非常電源専用受電設備 | | |
| | 自家発電設備 | | |
| | 蓄電池設備 | | |
| | 燃料電池設備 | | |
| 総合操作盤 | | | |
| 特殊消防用設備等 | | | |

注1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

2 点検を実施する設備等の欄には、該当する箇所には○印を付してください。

3 点検を実施している防火対象物数の欄には、現に点検を実施している防火対象物数を記入してください。

| 消防用設備等点検機器・工具保有一覧表 | | | |
|--|------|----|---|
| 消火器 | | | |
| 機器・工具名 | 製造者名 | 型式 | 自社・他社の保有の区分 (どちらかに☑) |
| クランプ台 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| キャップスパナ | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| ボンベスパナ | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 標準圧力計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 消火薬剤回収袋 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 内部照明器・反射鏡 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| コンプレッサー・エアースプレー | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| メスシリンダー | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| ビーカ | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 比重浮ひょう | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| PH試験紙 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| はかり | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 圧力調整器付窒素ガス容器 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| ストップウォッチ | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 湿度計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| リトマス試験紙 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| ※自社・他社の保有の区分については必要時メーカー等借用の場合は「他社」にチェック | | | |

注1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

2 他社保有の消防用設備等点検機器・工具を借り受ける場合は、賃貸借契約を証明できる書類の写しを添付してください。

| 消防用設備等点検機器・工具保有一覧表 | | | |
|--|------|----|---|
| 屋内外消火栓・スプリンクラー・共同住宅用スプリンクラー・水噴霧消火設備 | | | |
| 機器・工具名 | 製造者名 | 型式 | 自社・他社の保有の区分 (どちらかに☑) |
| 絶縁抵抗計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 回路計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 回転計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 消火栓弁用圧力計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 圧力計及び媒介金具 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| ピトーゲージ | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 点検用ホース・ノズル | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 温度計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| ストップウォッチ | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| ホース耐圧試験機 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| ※2 一斉開放弁用スパナ | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| ※2 についてはスプリンクラー・水噴霧消火設備にのみ適用 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| ※自社 ・ 他社の保有の区分については必要時メーカー等借用の場合は「他社」にチェック | | | |

注1 この用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とします。
 2 他社保有の消防用設備等点検機器・工具を借り受ける場合は、賃貸借契約を証明できる書類の写しを添付してください。

| 消防用設備等点検機器・工具保有一覧表 | | | |
|--|------|----|---|
| 泡消火設備 | | | |
| 機器・工具名 | 製造者名 | 型式 | 自社・他社の保有の区分 (どちらかに☑) |
| 絶縁抵抗計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 回路計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 回転計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 圧力計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| ビーカ | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| メスシリンダー | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 試料用コンテナ | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 試料コレクタ | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| はかり | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| ストップウォッチ | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 糖度計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 電導率計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 温度計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 点検用ホース・ノズル | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 一斉開放弁用スパナ | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| ホース耐圧試験機 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| ※自社・他社の保有の区分については必要時メーカー等借用の場合は「他社」にチェック | | | |

注1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

注2 他社保有の消防用設備等点検機器・工具を借り受ける場合は、賃貸借契約を証明できる書類の写しを添付してください。

| 消防用設備等点検機器・工具保有一覧表 | | | |
|--|------|----|---|
| 不活性ガス消火設備 | | | |
| 機器・工具名 | 製造者名 | 型式 | 自社・他社の保有の区分 (どちらかに☑) |
| 絶縁抵抗計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 回路計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 液化ガスレベルメータ | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| はかり | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 専用スパナ | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 試験用ガス | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 騒音計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 減圧装置 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 空気呼吸器 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| キャップ・プラグ | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 温度計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| ストップウォッチ | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| ボンベ搬送車 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| ※自社・他社の保有の区分については必要時メーカー等借用の場合は「他社」にチェック | | | |

注1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

2 他社保有の消防用設備等点検機器・工具を借り受ける場合は、賃貸借契約を証明できる書類の写しを添付してください。

| 消防用設備等点検機器・工具保有一覧表 | | | |
|--|------|----|---|
| 粉末消火設備 | | | |
| 機器・工具名 | 製造者名 | 型式 | 自社・他社の保有の区分 (どちらかに☑) |
| 絶縁抵抗計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 回路計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| はかり | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 専用スパナ | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 試験用ガス | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 騒音計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 減圧装置 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 空気呼吸器 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| キャップ・プラグ | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 温度計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| ストップウォッチ | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| ポンベ搬送車 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 湿度計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| ※自社・他社の保有の区分については必要時メーカー等借用の場合は「他社」にチェック | | | |

注1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

2 他社保有の消防用設備等点検機器・工具を借り受ける場合は、賃貸借契約を証明できる書類の写しを添付してください。

| 消防用設備等点検機器・工具保有一覧表 | | | |
|--|------|----|---|
| ハロゲン化物消火設備 | | | |
| 機器・工具名 | 製造者名 | 型式 | 自社・他社の保有の区分 (どちらかに☑) |
| 回路計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 絶縁抵抗計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 電圧・電流計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 液化ガスレベルメータ | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| はかり | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 専用スパナ | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 試験用ガス | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 騒音計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 減圧装置 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| キャップ・プラグ | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 温度計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| ストップウォッチ | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| ボンベ運搬車 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| ハロンアナライザ | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| ※自社・他社の保有の区分については必要時メーカー等借用の場合は「他社」にチェック | | | |

注1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

注2 他社保有の消防用設備等点検機器・工具を借り受ける場合は、賃貸借契約を証明できる書類の写しを添付してください。

| 消防用設備等点検機器・工具保有一覧表 | | | |
|--|------|----|---|
| パッケージ型自動消火設備 | | | |
| 機器・工具名 | 製造者名 | 型式 | 自社・他社の保有の区分 (どちらかに☑) |
| キャップスパナ | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 吸入ポンプ | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| PH試験紙 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 透明容器(ビーカー) | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| てこ秤式測定器 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 棒状温度計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 計量器 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 試験用ガス容器 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 絶縁抵抗計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 回路計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 電圧・電流計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| ストップウォッチ | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 加熱試験器 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| ※自社・他社の保有の区分については必要時メーカー等借用の場合は「他社」にチェック | | | |

注1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

注2 他社保有の消防用設備等点検機器・工具を借り受ける場合は、賃貸借契約を証明できる書類の写しを添付してください。

| 消防用設備等点検機器・工具保有一覧表 | | | |
|--|------|----|---|
| 漏電火災警報器 | | | |
| 機器・工具名 | 製造者名 | 型式 | 自社・他社の保有の区分 (どちらかに☑) |
| 絶縁抵抗計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 回路計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| クランプメータ | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 漏電火災警報器試験器 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 漏洩遮断試験器 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 騒音計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| ※自社 ・ 他社の保有の区分については必要時メーカー等借用の場合は「他社」にチェック | | | |

注1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。
 2 他社保有の消防用設備等点検機器・工具を借り受ける場合は、賃貸借契約を証明できる書類の写しを添付してください。

| 消防用設備等点検機器・工具保有一覧表 | | | |
|--|------|----|---|
| 消防機関へ通報する火災報知設備 | | | |
| 機器・工具名 | 製造者名 | 型式 | 自社・他社の保有の区分 (どちらかに☑) |
| 絶縁抵抗計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 回路計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 接地抵抗計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 火災通報装置用試験装置 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| ※自社 ・ 他社の保有の区分については必要時メーカー等借用の場合は「他社」にチェック | | | |

注1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。
 2 他社保有の消防用設備等点検機器・工具を借り受ける場合は、賃貸借契約を証明できる書類の写しを添付してください。

| 消防用設備等点検機器・工具保有一覧表 | | | |
|--|------|----|---|
| 非常警報設備 | | | |
| 機器・工具名 | 製造者名 | 型式 | 自社・他社の保有の区分 (どちらかに☑) |
| 絶縁抵抗計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 電圧電流計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 騒音計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| インピーダンスメータ | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| ※自社・他社の保有の区分については必要時メーカー等借用の場合は「他社」にチェック | | | |

注1 この用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とします。
 2 他社保有の消防用設備等点検機器・工具を借り受ける場合は、賃貸借契約を証明できる書類の写しを添付してください。

| 消防用設備等点検機器・工具保有一覧表 | | | |
|--|------|----|---|
| 避難器具 | | | |
| 機器・工具名 | 製造者名 | 型式 | 自社・他社の保有の区分 (どちらかに☑) |
| トルクレンチ | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 検糸鏡 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| ノギス | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| ストップウォッチ | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| ※自社・他社の保有の区分については必要時メーカー等借用の場合は「他社」にチェック | | | |

注1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。
 2 他社保有の消防用設備等点検機器・工具を借り受ける場合は、賃貸借契約を証明できる書類の写しを添付してください。

| 消防用設備等点検機器・工具保有一覧表 | | | |
|--|------|----|---|
| 誘導灯及び誘導標識 | | | |
| 機器・工具名 | 製造者名 | 型式 | 自社・他社の保有の区分 (どちらかに☑) |
| 絶縁抵抗計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 電圧・電流計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 照度計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 騒音計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 輝度計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| ※自社 ・ 他社の保有の区分については必要時メーカー等借用の場合は「他社」にチェック | | | |

注1 この用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とします。
 2 他社保有の消防用設備等点検機器・工具を借り受ける場合は、賃貸借契約を証明できる書類の写しを添付してください。

| 消防用設備等点検機器・工具保有一覧表 | | | |
|--|------|----|---|
| 排煙設備・加圧防排煙設備 | | | |
| 機器・工具名 | 製造者名 | 型式 | 自社・他社の保有の区分 (どちらかに☑) |
| 絶縁抵抗計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 回路計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| クランプメータ | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 熱線風速計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 加煙試験機 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 電圧・電流計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 騒音計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| ランプ抜き | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| ストップウォッチ | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 回転計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| ※自社・他社の保有の区分については必要時メーカー等借用の場合は「他社」にチェック | | | |

注1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

2 他社保有の消防用設備等点検機器・工具を借り受ける場合は、賃貸借契約を証明できる書類の写しを添付してください。

| 消防用設備等点検機器・工具保有一覧表 | | | |
|--|------|----|---|
| 連結散水設備 | | | |
| 機器・工具名 | 製造者名 | 型式 | 自社・他社の保有の区分 (どちらかに☑) |
| 点検用消防ホース | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 送水口接続金具 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| ※自社・他社の保有の区分については必要時メーカー等借用の場合は「他社」にチェック | | | |

注1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。
 2 他社保有の消防用設備等点検機器・工具を借り受ける場合は、賃貸借契約を証明できる書類の写しを添付してください。

| 消防用設備等点検機器・工具保有一覧表 | | | |
|--|------|----|---|
| 連結送水管・共同住宅用連結送水管 | | | |
| 機器・工具名 | 製造者名 | 型式 | 自社・他社の保有の区分 (どちらかに☑) |
| 絶縁抵抗計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 回路計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 回転計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 消火栓弁用圧力計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 圧力計及び媒介金具 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| ピトーゲージ | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 点検用ホース・ノズル | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 送水口接続金具 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| ストップウォッチ | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| ホース耐圧試験機 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 配管耐圧試験機 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 電圧・電流計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| ※自社・他社の保有の区分については必要時メーカー等借用の場合は「他社」にチェック | | | |

注1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

2 他社保有の消防用設備等点検機器・工具を借り受ける場合は、賃貸借契約を証明できる書類の写しを添付してください。

| 消防用設備等点検機器・工具保有一覧表 | | | |
|--|------|----|---|
| 無線通信補助設備 | | | |
| 機器・工具名 | 製造者名 | 型式 | 自社・他社の保有の区分 (どちらかに☑) |
| 接続端子プラグ | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| ※自社・他社の保有の区分については必要時メーカー等借用の場合は「他社」にチェック | | | |

注1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。
 2 他社保有の消防用設備等点検機器・工具を借り受ける場合は、賃貸借契約を証明できる書類の写しを添付してください。

| 消防用設備等点検機器・工具保有一覧表 | | | |
|--|------|----|---|
| 非常電源(自家発電設備) | | | |
| 機器・工具名 | 製造者名 | 型式 | 自社・他社の保有の区分 (どちらかに☑) |
| 絶縁抵抗計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 接地抵抗計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 交流電圧計・電流計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 周波数計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 回路計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 検電器 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| ストップウォッチ | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 温度計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| ※3 実負荷試験等を行う場合は不要 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| ※自社・他社の保有の区分については必要時メーカー等借用の場合は「他社」にチェック | | | |

注1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

注2 他社保有の消防用設備等点検機器・工具を借り受ける場合は、賃貸借契約を証明できる書類の写しを添付してください。

| 消防用設備等点検機器・工具保有一覧表 | | | |
|--|------|----|---|
| 非常電源(蓄電池設備) | | | |
| 機器・工具名 | 製造者名 | 型式 | 自社・他社の保有の区分 (どちらかに☑) |
| 直流電流計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 直流電圧計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 絶縁抵抗計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 接地抵抗計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 比重計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 温度計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| スポット、取りピン | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| トルクレンチ | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| ※3 実負荷試験等を行う場合は不要 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| ※自社・他社の保有の区分については必要時メーカー等借用の場合は「他社」にチェック | | | |

注1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。
 注2 他社保有の消防用設備等点検機器・工具を借り受ける場合は、賃貸借契約を証明できる書類の写しを添付してください。

| 消防用設備等点検機器・工具保有一覧表 | | | |
|--|------|----|---|
| 非常電源(燃料電池設備) | | | |
| 機器・工具名 | 製造者名 | 型式 | 自社・他社の保有の区分 (どちらかに☑) |
| 絶縁抵抗計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 接地抵抗計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 回路計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 電圧計・電流計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 検電器 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| ストップウォッチ | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| 温度計 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| ※3 実負荷試験等を行う場合は不要 | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| | | | <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 他社 |
| ※自社・他社の保有の区分については必要時メーカー等借用の場合は「他社」にチェック | | | |

注1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

2 他社保有の消防用設備等点検機器・工具を借り受ける場合は、賃貸借契約を証明できる書類の写しを添付してください。

表 示 登 録 会 員 証

所 在 地

事業所名

代表者名

上記の者は、消防用設備等点検済表示制度運用規程第5条第3項の規定に基づく、当協会の消防用設備等点検済表示登録会員であることを下記のとおり証明します。

記

- 1 登録番号 号
- 2 登録年月日 年 月 日
- 3 登録有効期限 年 月 日
- 4 点検済表示ができる消防用設備等の種類

年 月 日

協会名 一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会

代表者職氏名 会長

注 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

登録不適合通知書

所在地

事業所名

代表者名

殿

申請のありました登録申請書の内容を審査した結果、下記の理由により不適合と判定されましたので、消防用設備等点検済表示制度運用細則第5条第2項の規定に基づき通知します。

記

不
適
合
の
理
由

年 月 日

協会名 一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会

代表者職氏名 会長

注 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

別記様式第9号

表示登録会員証再交付申請書

年 月 日

一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会会長 殿

登録番号

所在地

事業所名

代表者職氏名

印

下記の理由により、消防用設備等点検済表示制度運用細則第5条第3項の規定に基づき、表示登録会員証の再交付を申請します。

記

| | | | | | |
|----------------------------|-------|-------|-----------------------|-------|--|
| 再 交 付 の 理 由 | 1 | 亡 失 | 再 交 付 理 由 の 生 じ た 状 況 | | |
| | 2 | 滅 失 | | | |
| | 3 | 汚 損 | | | |
| | 4 | 破 損 | | | |
| | 5 | 登録の変更 | | | |
| 経 過 欄 | 受付年月日 | 年 月 日 | 再交付年月日 | 年 月 日 | |
| | 備 考 | | | | |

注1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

2 表示登録会員証を亡失して再交付を受け、後日、当該表示登録会員証が発見された場合は、協会に返還してください。

3 申請者は、太枠内に必要事項を記入してください。

別記様式第11号

| | | | |
|---|----------|---------|----------------|
| <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">登録変更等届出書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会会長殿</p> <p style="margin: 0;">登録番号</p> <p style="margin: 0;">届出者 印</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">登録の内容を変更したので、消防用設備等点検済表示制度運用規程第9条の規定に基づき、お届けいたします。</p> | | | |
| 変 更 理 由 | 事業所名 | 変更前 | |
| | | 変更後 | |
| | 代表者氏名 | 変更前 | |
| | | 変更後 | |
| | 事業所所在地 | 変更前 | |
| | | 変更後 | |
| | 電話番号 | 変更前 | |
| | | 変更後 | |
| | 点検等の実施種類 | 変更前 | |
| | | 変更後 | |
| 点検業務の廃止 | | 業務廃止年月日 | 年 月 日 |
| 経過欄 | 受付年月日 | 年 月 日 | 修正年月日 年 月 日 |
| | 備考 | | |

注1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

2 変更内容の欄は、該当する項目に○印を付し、変更前と変更後の内容又は業務廃止年月日を記入してください。

3 届出者は、太枠内に必要事項を記入してください。

登録抹消通知書

登録番号

所在地

事業所名

代表者名

殿

貴〇〇〇は、消防用設備等点検済表示制度運用規程第10条第1項の規定に基づき、下記の理由により登録が取り消されましたので通知いたします。

なお、〇年〇月〇日付けで交付した表示登録会員証及び現在保有している残余の点検済票をすみやかに当協会に返還してください。

記

理

由

年 月 日

協 会 名 一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会

代表者職氏名 会長

印

注 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

点検済票交付申請書

年 月 日

一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会会長 殿

登録番号
所在地
事業所名
代表者名
電話番号
FAX番号
Eメールアドレス

印

消防用設備等点検済表示制度運用細則第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり点検済票の交付を申請します。

記

| 点検済票の種類 | 枚数 | 単価 | 金額 |
|-------------------|-------|---------|-------|
| 消火器用 | | | |
| 消火器以外の 消防用設備等用 | | | |
| 合計 | | | |
| 点検済票管理責任者 | 役職 | | 氏名 |
| 経過欄 | 受付年月日 | 年 月 日 | 交付年月日 |
| | 交付方法 | 直接 ・ 郵送 | 入金年月日 |
| | 備考 | | |

- 注1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。
2 申請者は、太枠内に必要事項を記入してください。

点検済票使用報告書

年 月 日

一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会会長 殿

登録番号

所在地

事業所名

代表者名

印

消防用設備等点検済表示制度運用細則第10条第3項の規定に基づき、平成〇年度分の点検済票の使用状況を下記のとおり報告いたします。

記

| 点検済票の種類 | 前期末 残高枚数 (A) | 当期 受入枚数 (B) | 当期 使用枚数 (C) | 当期末 残高枚数 (A) + (B) - (C) |
|-------------------|--------------------|-------------------|-------------------|--------------------------------|
| 消火器用 | | | | |
| 消火器以外の 消防用設備等用 | | | | |
| 合計 | | | | |

経過欄

注1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

2 報告者は、太枠内に必要事項を記入してください。

別記様式第17号

消防用設備等の点検事故概要

| | | | | |
|----------------------|----|---|--------|-----|
| 点検事業者 | 名称 | | 電話 | |
| | 住所 | | | |
| 事故発生日時 | | 年 | 月 | 日 |
| | | | 午前・午後 | 時 |
| | | | | 分頃 |
| 事故発生場所 | 名称 | | 電話 | |
| | 住所 | | | |
| 被害者 | 氏名 | | 電話 | |
| | 住所 | | | |
| 点検日時 | | 年 | 月 | 日 |
| | | | 午前・午後 | 時 |
| | | | | 分頃 |
| 点検責任者 | | | | |
| 事故の概要（事故原因、状況、被害の程度） | | | | |
| | | | | |
| 損害額 | | 円 | 保険金支払額 | 円 |
| 作成日 | 年 | 月 | 日 | 作成者 |

注 この用紙の大きさは、日本産業規格A 4とします。

別記様式第 18 号

相談・苦情等受付カード

| | | | |
|--------|--|--------------|--|
| 受付番号 | | 担当者 | |
| 受付日時 | 年 月 日() 時 分～ 時 分 | | |
| 受付方法 | 1. 口頭 2. 電話 3. 書面 4. FAX 5. 電子メール 6. その他 | | |
| 相談等種類 | 1. 問い合わせ 2. 相談 3. 苦情 4. その他() | | |
| 相談者 | 氏名 | | 性別 1. 男性 2. 女性 |
| | 勤務先 | | 電話 |
| | 現住所 | 〒 () | |
| 相談等の内容 | | | |
| 回答の内容 | | | |
| 処理経過 | 相談員への連絡 | 年 月 日() 時 分 | |
| | 回答 | 日時 | 年 月 日() 時 分 |
| | | 方法 | 1. 口頭 2. 電話 3. 書面 4. FAX 5. 電子メール 6. その他 |
| | 担当相談員氏名 | | 回答者氏名 |
| 備考 | | | |

身 分 証 明 書 様 式

(表)

消防用設備等点検推進指導員証 第 号

下記の者は、当法人の点検推進指導員であることを証明する。

氏 名 ○ ○ ○ ○

生年月日 年 月 日

発行年月日 年 月 日

顔写真

一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会

滋賀県大津市京町四丁目3の28

電話番号077(521)3921

協会印

85.6mm

54mm

(裏)

注 意 事 項

1. 本証明書を携帯している者は、一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会県消防用設備等点検済表示制度運用規程第 16 条第 2 項に定める職員である。
2. 本証明書は、消防用設備等の点検の実施状況等を確認する場合に常時携帯し、必要があれば関係者に提示しなければならない。
3. 本証明書を他人に貸与又は譲渡してはならない。
4. 本証明書を紛失、破損、毀損、汚損したとき、又は内容に変更が生じたときは、直ちに再発行を受けること。
5. 退職、その他の理由により、本証明書が不要になったときは、直ちに返納すること。
6. 本証明書の有効期間は、発行日から起算して〇年とする。

消防用設備等点検実施状況等確認事務等の結果記録表

| | | | | | | |
|--------------------|-------------------------|----|--|--|--------|--|
| 日 時 | 平成 年 月 日 () 時 分～ 時 分 | | | | | |
| 消防用設備等 点検推進指導員 | | | | | | |
| | 名 称 | | | | 電話 () | |
| | 所 在 地 | | | | | |
| | 点 検 実 施 者 | | | | | |
| | 防 火 対 象 物 の 立 会 者 | 職名 | | | 氏名 | |
| | | 電話 | | | FAX | |
| 確 認 事 務 等 の 内 容 | | | | | | |
| 備 考 | | | | | | |

平成 年 月 日

防火対象物関係者 あて

一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会
会長

消防用設備等点検実施状況等の確認結果について（通知）

平成 年 月 日に実施した標記の確認結果を下記のとおり通知いたします。

なお、これに関する問い合わせについては、一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会までご連絡下さい。

記

| 対 象 | 名 称 | | | | |
|-------|-----|----|--|----|--|
| | 所在地 | | | | |
| | 立会者 | 職名 | | 氏名 | |
| 確認結果等 | | | | | |
| 備 考 | | | | | |

表示登録会員 あて

一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会
会長

消防用設備等点検実施状況等の確認結果について（通知）

平成 年 月 日に実施した標記の確認結果を下記のとおり通知いたします。

なお、これに関する問い合わせについては、一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会までご連絡下さい。

記

| 対 象 | 名 称 | | | | |
|-------|-----|----|--|----|--|
| | 所在地 | | | | |
| | 立会者 | 職名 | | 氏名 | |
| 確認結果等 | | | | | |
| 備 考 | | | | | |

別記様式第 23 号

消防用設備等点検済表示制度実施届出書

年 月 日

一般財団法人日本消防設備安全センター理事長 殿

協会名 一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会

代表者職氏名 会長 印

消防用設備等点検済表示制度を下記のとおり実施することといたしましたので、消防用設備等点検済表示制度推進要綱第9第4号ケの規定に基づきお届けします。

記

| | | | | |
|------------------------------|----------------------|--------------------------------|--------------------|-----------------|
| 点検済表示制度 実施年月日 | 年 月 日 | | | |
| 点 検 済 表示登録会員数 | 区 分 | 実施時の登録予定会員数 | 1 年 後 の 登録予定会員数 | |
| | 1号表示登録会員 | | | |
| | 2号表示登録会員 | | | |
| | 合 計 | | | |
| 点 検 済 票 の 等 交 付 予 定 | 種 類 | 交付手数料単価 | 今 年 度 交付予定枚数 | 今 年 度 交付予定金額 |
| | 消 火 器 用 | | | |
| | 消 火 器 以 外 の 設 備 用 | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | 合 計 | | | |
| 損 害 保 険 の 年 間 総 支 払 限 度 額 | 円 | 保 険 事 務 の 取 扱 い | 協会一括 ・ 個別 | |
| 管 理 委 員 会 の 開 催 予 定 数 | 回 | 講 習 会 ・ 研 修 会 年 間 開 催 予 定 数 | 回 | |
| 各 種 規 程 及 び 管 理 委 員 会 名 簿 | 別添のとおり | | | |
| 備 考 | | | | |

注1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

2 保険事務取扱いの欄は、該当する箇所に○印を付してください。

3 届出者は、太枠内に必要事項を記入してください。

消防用設備等点検済表示制度実施状況等報告書

年 月 日

一般財団法人日本消防設備安全センター理事長 殿

協会名 一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会

代表者職氏名 会長 印

平成○年度の消防用設備等点検済表示制度の実施状況を、消防用設備等点検済表示制度推進要綱第9第4号ケの規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

| 点検済表示制度 実施年月日 | 年 月 日 | | | | |
|-------------------|-----------------------|--------------------------|----------------------|----------------------|--------------------|
| 点検済表示登録会員数 | 区 分 | 前 期 未 登 会 員 録 数 | 今 年 度 今 新 規 登 録 数 | 今 年 度 今 更 新 登 録 数 | 当 期 未 登 会 員 録 数 |
| | 1号表示登録会員 | | | | |
| | 2号表示登録会員 | | | | |
| 点検済票の交付状況 | 種 類 | 交 付 手 数 料 単 価 | 交 付 枚 数 | 交 付 金 額 | |
| | 消 火 器 用 | | | | |
| | 消 火 器 以 外 の 設 備 用 | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | 合 計 | | | | |
| 点検済表示管理 委員会開催数 | 回 | 講 習 会 ・ 研 修 会 等 開 催 数 | | 回 | |
| 登録抹消の件数 | 件 | 点 検 済 票 交 付 停 止 の 件 数 | | 件 | |
| 広報・啓発活動 | 別添のとおり ※活動実施回数、時期、資料等 | | | | |
| 備 考 | | | | | |

注1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

2 登録抹消又は点検済票交付停止があった場合は、その件数を記入するとともに内容を把握できる書類を添付してください。

3 報告者は、太枠内に必要事項を記入してください。

消防用設備等点検済表示管理委員会設置規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般社団法人 滋賀県防火保安協会連合会（以下「連合会」という。）に設置する消防用設備等点検済表示管理委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 消防用設備等点検済表示制度（以下「点検済表示制度」という。）の実施に係る規程、細則、基準等の制定及び改正に関すること。
- (2) 点検済票の種類及び様式並びに交付価格に関すること。
- (3) 表示登録会員の資格審査に関すること。
- (4) 点検業務に係る損害賠償保険に関すること。
- (5) 点検済表示制度に係る苦情処理に関すること。
- (6) 点検済票の交付を受けている者（以下「表示登録会員」という。）が行った点検業務の内容、点検済票の貼付状況等の調査に関すること。
- (7) 表示登録会員の登録の抹消並びに点検済票の交付停止及び返還措置に関すること。
- (8) 表示登録会員の点検技術及びモラルの向上を図るための講習、研修等の実施計画の策定に関すること。
- (9) 点検済表示制度に係る広報に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、点検済表示制度の運用に係る重要な事項に関すること。

(構 成)

第3条 委員会は、16名以内の委員をもって構成し、防火対象物の関係者、消防機関職員、点検実施者、その他の関係者等で、消防用設備等に関し学識経験のある者のうちから、連合会会長が委嘱する。

- 2 委員会の委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、必要に応じ委員会を開催し、これを総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が委員長の職務を代行する。

(幹事会の設置)

第4条 この委員会に、必要に応じ幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、幹事若干名をもって構成し、委員長の指示により必要な調査、研究を行う。

3 幹事会に主査を置き、主査は、幹事会を主宰する。

4 主査及び幹事は委員長が指名する。

(任 期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 幹事の任期は、委員長が指定した期間とする。

3 委員及び幹事の再任は妨げないものとする。

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は、連合会事務局が行う。

(補 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この規程は、平成9年2月12日から実施する。

2 この規程の実施当初の委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず平成11年3月31日までとする。

附 則

1 この規程は、平成10年12月10日から実施する。

附 則

1 この規程は、平成19年8月22日から施行し、平成19年8月1日から平成20年3月31日まで適用する。

附 則

1. この規程は、平成26年4月1日から施行する。

消防用設備等点検済表示登録審査会設置規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、「消防用設備等点検済表示制度運用細則」に基づく消防用設備等点検済表示制度（以下「点検済表示制度」という。）の審査会に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次の各号に掲げる事項を審査する。

- (1) 表示登録会員（推進要綱第5第1号又は第2号に規定する者で、登録を受けている者をいう。以下同じ。）の登録及び登録の更新に係る資格審査に関すること。
- (2) 点検業務に係る損害賠償責任保険に関すること。
- (3) 点検済表示制度に係る相談及び苦情処理に関すること。
- (4) 表示登録会員が行った点検業務の内容、点検済票の貼付状況等の調査に関すること。
- (5) 表示登録会員の登録の抹消並びに点検済票の交付停止及び返還措置に関すること。
- (6) 表示登録会員の点検技術及び倫理意識の向上を図るための講習、研修等の実施計画の策定に関すること。
- (7) 点検済表示制度に係る広報及び啓発に関すること。

(構成)

第3条 審査会は、消防用設備等点検済表示管理委員会の委員の中から5名以内委員をもって構成し、委員長が委嘱する。

- 2 審査会の会長は委員の互選により選出する。
- 3 会長は必要に応じ審査会を開催しこれを総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が会長の職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 委員の再任は妨げないものとする。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は連合会事務局が行う。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は委員が定める。

付則

1. この規程は平成10年12月10日から施行し、平成10年10月1日から適用する。

付則

1. この規程は平成19年8月22日から施行し、平成19年8月1日から適用する。

消防用設備等点検従事者之証の発行ならびに 管理に関する事務運営要綱

(要綱の目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人 滋賀県防火保安協会連合会（以下「連合会」という。）が発行する、消防用設備等点検従事者之証（以下「点検従事者之証」という。）の発行ならびに管理を適正に執行するため、必要な事項を定める。

(点検従事者之証の申請者および対象者)

第2条 連合会は、表示登録会員事業所（以下「事業所」という。）から申請があるときは、事業所に対して、表示登録の登録（更新）申請に対して提出された消防設備士、消防設備点検資格者名簿に記載されている者（以下「点検実施者」という。）を登載した点検従事者之証を発行する。

(点検従事者之証の発行の趣旨)

第3条 点検従事者之証は、点検実施者が事業所の従業員であり、かつ、消防用設備等点検済表示制度に則る点検実施者であることを連合会が証明し、よってその者の行う点検業務への信頼性を高めることを趣旨とする。

(点検従事者之証の仕様)

第4条 点検従事者之証の規格等は、別紙1のとおりとし、ストラップ付き名刺入れと併用する。

(点検従事者之証の交付申請)

第5条 事業所は、点検従事者之証の交付を求めるときには、消防用設備等点検従事者之証交付申請書（様式第1号）により行う。

(交付事務)

第6条 連合会は、申請者が事業所であること、点検実施者であること等必要な審査、確認を行い、次の各号に定めるところにより、遅滞なく発行事務を行う。

(1) 受理印を押印し、消防用設備等点検従事者之証交付申請受理および交付記録簿（様式第2号）に必要事項を登録する。

- (2) 点検従事者之証を作成して、会長印を押印、ラミネート加工する。
- (3) 消防用設備等点検従事者之証交付台帳（様式第3号）に記録する。
- (4) ストラップ付き名刺入れを添えて申請者に送付する。

（点検従事者之証の有効期限）

第7条 発行された点検従事者之証は、次条に定める場合を除き、交付対象者が所属する事業所の表示登録会員としての有効期限まで有効とする。

第8条 次の各号に掲げる場合の点検従事者之証の有効期限は、前条の規程にかかわらず次の各号に掲げる時点をもって有効期限とする。

- (1) 交付対象者が消防用設備等の点検資格を喪失したとき。
喪失の時点
- (2) 交付対象者が所属する事業所を退職したとき
退職の時点
- (3) 交付対象者が所属する事業所が、表示登録会員としての登録が抹消されたとき
抹消の時点

（点検従事者之証の返還）

第9条 前2条に該当し、有効期限を超えることとなった点検従事者之証の交付を受けている事業所は、遅滞なく連合会へ返還しなければならない。

（責務）

第10条 連合会は、関係者と緊密に連携し、消防用設備等点検従事者之証の発行制度について、啓発、広報に努めるものとする。

2 連合会は、次の帳簿を備えて適正で円滑な事務運営を期するものとする。

- (1) 点検従事者之証交付申請書綴り
- (2) 消防用設備等点検従事者之証交付申請受理及び交付記録簿
- (3) 消防用設備等点検従事者之証交付台帳

第11条 事業所は、消防用設備等点検済表示制度に則る点検事業者であることの誇りと社会的責任を自覚し、事業全般にわたって適正な遂行に努めなければならない。

2 事業所は、点検従事者之証管理簿を備えて点検従事者に交付された点検従事者之証の的確な管理を期すものとする。

第12条 点検実施者は、事業所の従業員であること、および消防設備士または消防設備点検資格者であることの誇りと社会的責任を自覚し、点検業務の適性遂行に努めるものとする。

2 点検実施者は、点検従事者之証について次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 点検業務等に従事するときは常時携行し、必要に応じ関係者に提示すること。

(2) 他人に貸与または譲渡しないこと。

(3) 退職、その他の理由により不用となったときは直ちに返納すること。

(点検従事者之証交付手数料)

第13条 事業所は、点検従事者之証の交付を受けた場合は、請求に基づき、点検従事者之証1通につき300円を連合会に納めなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

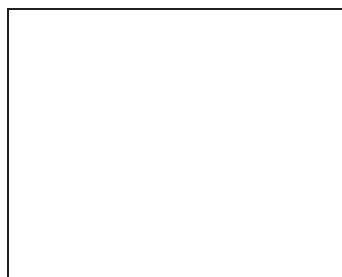
附 則

1. この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別紙1

〈 表 面 〉

消 防 用 設 備 等 点 検 従 事 者 之 証



(氏 名)

交付番号 第〇〇〇〇〇号

会 員 名 〇〇〇〇

表示登録

会員番号 25-〇-〇〇

有効期限 平成〇年〇月〇日

規格

1. 証

縦 73mm

横 95mm

2. 写真

縦 40mm

横 30mm

一般社団法人 滋賀県防火保安協会連合会 

〈 裏 面 〉

- 1 本証を携帯している者は、滋賀県防火保安協会連合会表示登録会員事業所の従業員である。
- 2 本証は、点検業務等に従事するときは常時携帯し、必要がある場合は関係者に提示しなければならない。
- 3 本証を他人に貸与又は譲渡してはならない。
- 4 本証を紛失、破損、毀損、汚損したときは直ちに届け出し、再発行を受けること。
- 5 退職、その他の理由により、本証が不要になったときは、直ちに返納すること。
- 6 本証発行 滋賀県防火保安協会連合会 077-521-3921

消防用設備等点検従事者之証交付申請書

| |
|--------------------------------------|
| 平成 年 月 日 |
| 一般社団法人 滋賀県防火保安協会連合会 会 長 家 森 茂 樹 様 |
| 表示登録番号 _____ |
| 事業所名 _____ |
| 代表者名 _____ 印 |
| 下記の者について、「消防用設備等点検従事者之証」の交付申請をします。 |

| 氏 名 | 資 格 | 点検資格者 |
|-----|---|--|
| | 消防設備士 1類 2類 3類 4類 5類 6類 7類 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | 1種 2種 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |
| | 消防設備士 1類 2類 3類 4類 5類 6類 7類 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | 1種 2種 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |
| | 消防設備士 1類 2類 3類 4類 5類 6類 7類 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | 1種 2種 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |
| | 消防設備士 1類 2類 3類 4類 5類 6類 7類 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | 1種 2種 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |
| | 消防設備士 1類 2類 3類 4類 5類 6類 7類 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> | 1種 2種 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |

※ 顔写真(縦40mm×横30mm)を同封のこと

關係法令等

○消防法（抄）

（昭和23年7月24日法律第186号）

（最終改正） 平成27年9月11日法律第66号

〔消防用設備等の設置・維持と特殊消防用設備等の適用除外〕

第17条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない。

② 市町村は、その地方の気候又は風土の特殊性により、前項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令又はこれに基づく命令の規定のみによつては防火の目的を十分に達し難いと認めるときは、条例で、同項の消防用設備等の技術上の基準に関して、当該政令又はこれに基づく命令の規定と異なる規定を設けることができる。

③ 第1項の防火対象物の関係者が、同項の政令若しくはこれに基づく命令又は前項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って設置し、及び維持しなければならない消防用設備等に代えて、特殊の消防用設備等その他の設備等（以下「特殊消防用設備等」という。）であつて、当該消防用設備等と同等以上の性能を有し、かつ、当該関係者が総務省令で定めるところにより作成する特殊消防用設備等の設置及び維持に関する計画（以下「設備等設置維持計画」という。）に従って設置し、及び維持するものとして、総務大臣の認定を受けたものを用いる場合には、当該消防用設備等（それに代えて当該認定を受けた特殊消防用設備等が用いられるものに限る。）については、前2項の規定は、適用しない。

〔消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告〕

第17条の3の3 第17条第1項の防火対象物（政令で定めるものを除く。）の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等（第8条の2の2第1項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能）について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

〔消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置維持命令〕

第17条の4 消防長又は消防署長は、第17条第1項の防火対象物における消防用設備等が設備等技術基準に従って設置され、又は維持されていないと認めるときは、当該防火対象物の関係者で権原を有するものに対し、当該設備等技術基準に従ってこれを設置すべきこと、又はその維持のため必要な措置をなすべきことを命ずることができる。

② 消防長又は消防署長は、第17条第1項の防火対象物における同条第3項の規定による認定を受けた特殊消防用設備等が設備等設置維持計画に従って設置され、又は維持されていないと認めるときは、当該防火対象物の関係者で権原を有するものに対し、当該設備等設置維持計画に従ってこれを設置すべきこと、又はその維持のため必要な措置をなすべきことを命ずることができる。

③ 第5条第3項及び第4項の規定は、前2項の規定による命令について準用する。

〔罰則〕

第41条 次のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1)～(4) 略

(5) 第17条の4第1項又は第2項の規定による命令に違反して消防用設備等又は特殊消防用設備等を設置しなかつた者

(6)・(7) 略

② 略

第44条 次のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留に処する。

(1)～(10) 略

(11) 第8条の2の2第1項（第36条第1項において準用する場合を含む。）又は第17条の3の3の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(12) 第17条の4第1項又は第2項の規定による命令に違反して消防用設備等又は特殊消防用設備等の維持のため必要な措置をしなかつた者

(13)～(23) 略

〔両罰規定〕

第45条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

(1) 第39条の2の2第1項、第39条の3の2第1項又は第41条第1項第7号 1億円以下の罰金刑

(2) 第41条第1項第3号又は第5号 3,000万円以下の罰金刑

(3) 第39条の2第1項若しくは第2項、第39条の3第1項若しくは第2項、第41条第1項（同項第3号、第5号及び第7号を除く。）、第42条第1項（同項第7号及び第10号を除く。）、第43条第1項、第43条の4又は前条第1号、第3号、第11号、第12号若しくは第22号 各本条の罰金刑

○消防法施行令（抄）

（昭和36年3月25日政令第37号）

（最終改正） 平成27年3月6日政令第68号

（消防用設備等の種類）

第7条 法第17条第1項の政令で定める消防の用に供する設備は、消火設備、警報設備及び避難設備とする。

2 前項の消火設備は、水その他消火剤を使用して消火を行う機械器具又は設備であつて、次に掲げるものとする。

(1) 消火器及び次に掲げる簡易消火用具

イ 水バケツ

ロ 水槽

ハ 乾燥砂

ニ 膨張ひる石又は膨張真珠岩

(2) 屋内消火栓設備

(3) スプリンクラー設備

(4) 水噴霧消火設備

(5) 泡消火設備

(6) 不活性ガス消火設備

(7) ハロゲン化物消火設備

(8) 粉末消火設備

(9) 屋外消火栓設備

(10) 動力消防ポンプ設備

3 第1項の警報設備は、火災の発生を報知する機械器具又は設備であつて、次に掲げるものとする。

(1) 自動火災報知設備

(1)の2) ガス漏れ火災警報設備（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第2条第3項に規定する液化石油ガス販売事業によりその販売がされる液化石油ガスの漏れを検知するためのものを除く。以下同じ。）

(2) 漏電火災警報器

(3) 消防機関へ通報する火災報知設備

(4) 警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレンその他の非常警報器具及び次に掲げる非常警報設備

イ 非常ベル

ロ 自動式サイレン

ハ 放送設備

4 第1項の避難設備は、火災が発生した場合において避難するために用いる機械器具又は設備であつて、次に掲げるものとする。

(1) すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋その他の避難器具

(2) 誘導灯及び誘導標識

5 法第17条第1項の政令で定める消防用水は、防火水槽又はこれに代わる貯水池その他の用水とする。

6 法第17条第1項の政令で定める消火活動上必要な施設は、排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備及び無線通信補助設備とする。

7 第1項及び前2項に規定するもののほか、第29条の4第1項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等は、法第17条第1項に規定する政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設とする。

(総務省令への委任)

第33条 この節に定めるもののほか、消防用設備等の設置方法の細目及び設置の標示並びに点検の方法その他消防用設備等の設置及び維持に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(消防用設備等又は特殊消防用設備等について点検を要しない防火対象物等)

第36条 法第17条の3の3の消防用設備等又は特殊消防用設備等について点検を要しない防火対象物は、別表第1(20)項に掲げる防火対象物とする。

2 法第17条の3の3の消防用設備等又は特殊消防用設備等について消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検をさせなければならない防火対象物は、次に掲げる防火対象物とする。

- (1) 別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの
- (2) 別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで、(16)項ロ、(17)項及び(18)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のもののうち、消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認めて指定するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2(当該階段が屋外に設けられ、又は総務省令で定める避難上有効な構造を有する場合にあつては、1)以上設けられていないもの

○消防法施行規則（抄）

（昭和36年4月1日自治省令第6号）

（最終改正） 平成27年5月29日総務省令第53号

（消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告）

第31条の6 法第17条の3の3の規定による消防用設備等の点検は、種類及び点検内容に応じて、1年以内で消防庁長官が定める期間ごとに行うものとする。

2 法第17条の3の3の規定による特殊消防用設備等の点検は、第31条の3の2第6号の設備等設置維持計画に定める点検の期間ごとに行うものとする。

3 防火対象物の関係者は、前2項の規定により点検を行つた結果を、維持台帳（第31条の3第1項及び第33条の18の届出に係る書類の写し、第31条の3第4項の検査済証、次項の報告書の写し、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事、整備等の経過一覧表その他消防用設備等又は特殊消防用設備等の維持管理に必要な書類を編冊したものをいう。）に記録するとともに、次の各号に掲げる防火対象物の区分に従い、当該各号に定める期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければならない。ただし、特殊消防用設備等にあつては、第31条の3の2第6号の設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごとに報告するものとする。

(1) 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物 1年に1回

(2) 令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで、(16)項ロ、(17)項及び(18)項までに掲げる防火対象物 3年に1回

4 法第17条の3の3の規定による点検の方法及び点検の結果についての報告書の様式は、消防庁長官が定める。

5 法第17条の3の3の規定により消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類は、消防庁長官が定める。

6 法第17条の3の3に規定する総務省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者で、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習であつて、消防庁長官の登録を受けた法人（以下この条及び次条において「登録講習機関」という。）の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（次項及び次条第2項において「免状」という。）の交付を受けている者（次項及び次条第2項において「消防設備点検資格者」という。）とする。

(1)～(10) 略

7 消防設備点検資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。

(1) 成年被後見人又は被保佐人となつたとき。

(2) 禁錮以上の刑に処せられたとき。

(3) 法に違反し、罰金の刑に処せられたとき。

(4) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検を適正に行つていないことが判明したとき。

(5) 資格、学歴、実務の経験等を偽つたことが判明したとき。

(6) 消防庁長官が定める期間ごとに登録講習機関の講習を修了し、当該登録講習機関が発行する免状の交付を受けなかつたとき。

○消防用設備等点検済表示制度について

(平成8年4月5日消防予第61号)
(最終改正) 平成8年6月11日消防予第116号

消防用設備等に係る点検済表示制度(以下「点検済表示制度」という。)については、財団法人日本消防設備安全センター(以下「安全センター」という。)の定める「消防用設備等点検済表示制度普及要綱」(以下「普及要綱」という。)により運用されてきたところである。

今般、安全センターにおいては、点検済表示制度の統一的な実施等を図ることを目的として、普及要綱の一部を改正し、別添のとおり「消防用設備等点検済表示制度推進要綱」(以下「推進要綱」という。)としたところである。

ついては、下記事項に留意のうえ、本制度の適正な運用について格段の配慮をされるとともに、貴管下市町村に対しても、よろしくその周知を図られたい。

記

1 防火対象物の関係者、点検実施者等に対し、消防設備士講習、消防設備点検資格者講習、防火管理者講習等の機会をとらえ、消防用設備等の適正な維持管理の徹底と併せて、点検済表示制度の適正な運用について周知を図ること。

2 点検済表示制度が活用される場合において、消防法に基づく消防用設備等の点検が適正に実施されていると認められるときは、次のような取扱いを行うことができるものであること。

ア 防火対象物の関係者からの消防用設備等の点検結果報告の事務手続の簡素化を行うこと。

具体的には、消防用設備等点検結果報告書に添付することとされている個々の消防用設備等の点検票に代えて、点検結果を記載した消防用設備等点検結果総括表(消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件(昭和50年消防庁告示第3号。以下「告示」という。)別記様式第2)及び消防用設備等点検者一覧表(告示別記様式第3)の添付で足りるものとする。

イ 防火対象物に対する立入検査時における消防用設備等に係る基準との適合の確認については、個々の消防用設備等の点検済表示の確認をもって代える等の簡素化を行うこと。

なお、必要に応じて維持台帳及び点検票による確認を行うこと。

3 点検済表示制度の活用以外の方法で消防法に基づき適正な点検が実施されていると認められる防火対象物にあっても、2アに掲げる取扱いを行うこととして差し支えないものであること。

4 この通知により、「消防用設備等点検済表示制度について」(平成3年4月12日付け消防予第72号消防庁予防課長通知)については廃止するものであること。

(別添略)

拝啓 時下ますます御健勝のことと存じます。

さて、消防用設備等に係る点検済表示制度につきましては、財団法人日本消防設備安全センターの定める「消防用設備等点検済表示制度普及要綱」により運用されてきたところですが、この度同要綱の一部が改正され、「消防用設備等点検済表示制度推進要綱」とされたところであり、本職からも平成8年4月5日付け消防予第61号をもって各都道府県消防主管部長あて通知したところであります。

つきましては、消防用設備等の適正な維持管理を確保するため、「消防用設備等点検済表示制度推進要綱」に基づく点検済表示制度の適正な適用について、特段の御配慮を賜りますようお願いいたします（別紙参照）。

また、財団法人日本消防設備安全センターから、別途消防用設備等に係る点検済表示制度の推進上の留意事項を含め、点検済表示制度の全国統一的な運用を目的とした指導、助言が行われますので、御留意いただくようお願いいたします。

なお、点検済表示制度が活用される場合において消防法に基づく消防用設備等の点検が適正に実施されていると認められるときは、防火対象物の関係者からの消防用設備等の点検結果報告の事務手続の簡素化等を行うよう各消防機関に対して第61号通知をもって示達済みであり、また、貴協会が設置される「消防設備等点検済表示管理委員会」に関係消防機関が積極的に参画するよう別途指導する予定であることを念のため申し添えます。

時節柄御自愛専一の程お祈りいたします。

敬 具

平成8年4月12日

消防庁予防課長

各都道府県消防設備保守協会 理事長（会長） 殿

（別紙略）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当センターの事業推進につきましては、平素から格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当センターでは、平成8年4月1日から実施しております「消防用設備等点検済表示制度推進要綱」（以下「推進要綱」という。）第9(3)アの規定に基づき、「消防用設備等点検済表示推進委員会設置規程」を別添1のとおり定め、平成8年6月1日をもって同委員会を設置し、消防用設備等点検済表示制度（以下「点検済表示制度」という。）の普及推進に関する事項を審議検討していくことといたしました。

この委員会は、点検済表示制度を公正かつ円滑に推進するため、防火対象物の関係者、消防庁、都道府県及び消防機関の職員、点検実施者、都道府県消防設備保守協会役職員、その他の関係者等うちから選任された別添2に掲げる委員によって構成されております。

つきましては、貴協会におかれましても、推進要綱第9(4)アに規定する「消防用設備等点検済表示管理委員会」（以下「管理委員会」という。）の設置について検討を進めていることと思っておりますが、これを早急に設置され、点検済表示制度の運用に係る検討を開始されますようお願い申し上げます。

なお、管理委員会の委員構成につきましては、消防庁から次のような方々に委員として参画していただくよう指導がありましたのでお知らせいたします。

- (1) 都道府県及び複数の消防機関の職員。特に消防機関の職員については、当該都道府県消防長会を通じて、その代表消防機関の職員を選任していただくことが必要であること。
- (2) 複数の防火対象物の関係者
- (3) 複数の点検実施者（消防設備士又は消防設備点検資格者）
- (4) 当該協会の複数の役職員
- (5) その他学識経験者等

おって、委員会の設置等、点検済表示制度の運用に関する疑義が生じた場合は、当センターにお問い合わせ下さるよう申し添えます。

末筆ながら、貴協会役職員並びに会員の皆様方のますますのご健勝をお祈り申し上げます。

敬 具

平成8年5月30日

財団法人日本消防設備安全センター
理事長 山 越 芳 男

各都道府県消防設備保守協会長 殿

(別添1及び別添2省略)